

令和 9 年度予算概算要求の概要 (主な新規・拡充事業)

こどもまんなか
こども家庭庁

令和9年度概算要求額 9億円

事業の目的

- 大企業から地域の中小企業まで、民間企業が「こども若者まんなか」という社会的価値と企業価値の向上に一体的に取り組むための支援と環境整備を行う。
- 特に、地域金融機関と連携した中堅・中小企業などの取組を支援するとともに、企業の取組が市場や社会から適切に評価される仕組みづくりを進める。具体的には、**認定・表彰に向けた企業への支援**や、地域企業や民間団体等の多様なプレーヤーが連携するための仕組み作り、**こども・子育て支援に取り組む企業への民間投資の促進等を支援**し、企業による「こども・若者・子育て支援」と「企業成長」の好循環を創出する。

事業の概要

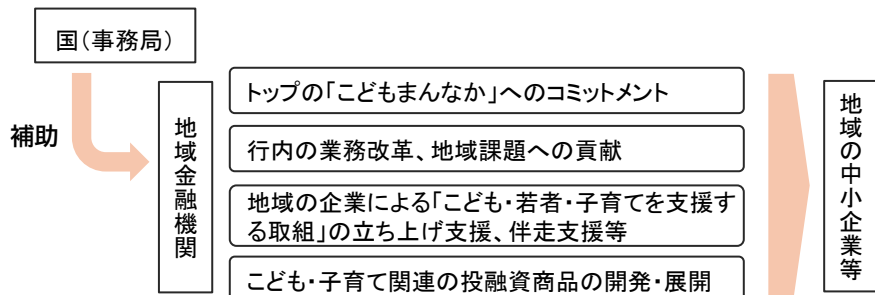
こどもまんなかリーディングバンク※への補助

※地域におけるこども・若者・子育て支援をけん引する地域金融機関

実施主体 地域金融機関

補助対象 地域金融機関の行員や地域の中小企業等に対して行うこども・若者・子育て支援の拡大に向けた取組（地域企業の伴走支援、投融資の開発・展開等）に補助。

事業イメージ



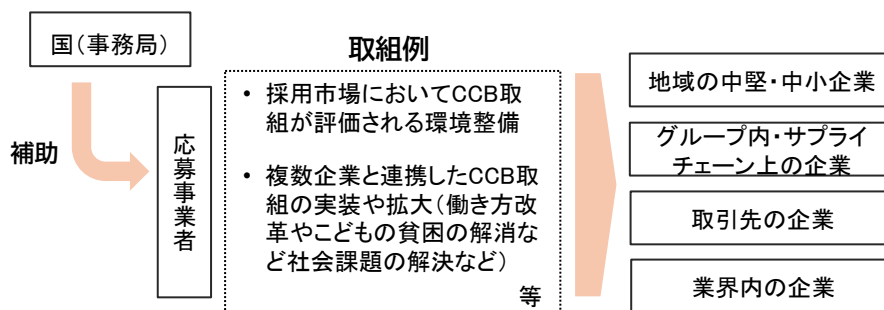
企業・業界団体が行うCCB※の普及、拡大に資する取組への補助

※社内及び社外での「こどもまんなか社会」に向けた取組

実施主体 企業・業界団体等

補助対象 業界、グループ企業、地域等を通じて、社員・顧客・地域社会におけるこども・若者・子育て支援が、社会に普及、拡大するための取組について補助。

事業イメージ



実施主体等

【実施主体】民間団体（公募により決定） 【補助率】国：事業者（10/10、3/4、2/3、1/2）

事業の目的

- こども・子育て支援については、地方自治体間の財政力の相違により、支援の内容や規模に大きな差が生じており、単に居住地等が要因となり、子育て家庭や児童福祉関係の従事者等が受けられる支援の差異が大きくなっている。
- こうした課題への対応では、都道府県等の広域調整機能を活用して、地域におけるこども・子育て・若者の流出を含む少子化対策に関する優先課題の解決を図る取組について施策の優先順位を検討させた上で、深度ある政策対話を行い、支援を強化する。

事業の概要

以下の（１）～（３）を一連の事業として実施する。

（１）地域こども政策推進計画の策定（都道府県等）

都道府県等で、①都道府県等におけるこども・子育て施策の優先課題、②当該課題に係る近隣都道府県との財政力の違いを主とする取組の違い、③差異の解消・緩和のための域内市町村支援に係る複数年の取組案等を内容とする「地域こども政策推進計画」を策定、こども家庭庁に提出。

※財政力が1を下回る道府県を対象とする。また、道府県による支援対象は財政力が1を下回る市町村を対象とする。

（２）地域こども政策推進交付金の交付

（１）で策定された「地域こども政策推進計画」について、こども家庭庁において、必要性・実効性等の観点から審査を行い、適当と認められた道府県に対して、中長期的に計画的・継続的に取り組むことを前提として、地域こども政策推進交付金を交付。交付を受けた道府県は、域内市町村を支援する事業を実施。

（３）成果の報告

事業実施後、交付を受けた道県は、成果報告書を取りまとめ、広く周知するとともに、こども家庭庁に報告する。

※こども家庭庁は、実施団体から随時報告を受けた上で、提出のあった成果物から好事例を精査し、更に横展開を図る。

対象事業

次のア又はイいずれかを目標に、当該地方自治体の三役との深度ある政策対話を通じて優先課題を特定し、他の補助事業による対応可能性も検討した上で、域内の全部または一部の市町村と連携・調整して、課題の解消のために、複数年で推進する事業案に対して支援する。

ア 地域のこども・子育て支援、若者の流出の対策や結婚支援・両立支援を含む少子化対策に関する優先課題の解決

イ 近隣都道府県等との財政力の違いを主とする取組の違いの緩和又は解消

※ 事業実施に当たっては、企業、自治体、関係団体等による政策対話（地域ラウンドテーブル）を行うこととする。

実施主体等

【実施主体】都道府県等 連携中枢都市 定住自立圏における中心市 【補助基準額】 1事業あたり2億円

【交付率】国（10/10、1/2）

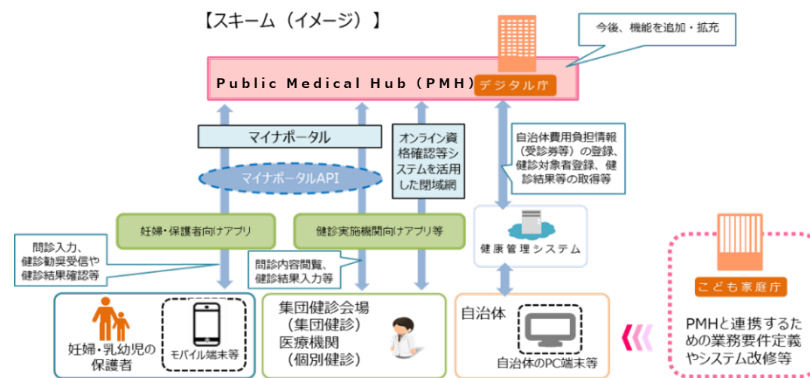
令和9年度概算要求額 13億円

事業の目的

- 母子保健DXにおいては、自治体と医療機関をつなぐ情報連携基盤（Public Medical Hub：PMH）を活用し、乳幼児健診等の母子保健事業について、希望する自治体を対象に「母子保健デジタル健診実証事業」を実施している。また、電子版母子健康手帳については、令和7年度にガイドラインを策定・発出したところであり、令和8年度末から、特に乳幼児健診の集団健診を中心に、全国の自治体への展開を開始することとしている。
- 母子保健DXの全国展開に当たっては、自治体ごとに既存の健診事務の運用や情報システムの状況が異なる中で、新たにPMHを活用した母子保健事業を導入する自治体や医療機関等において、システムの設定や運用フローの変更、関係者間の調整等の様々な準備が必要となる。各自治体等がこれらの準備を円滑に進め、着実に導入を進められるよう支援していくことが重要である。
- このため、本事業においては、令和8年度末からの全国展開の開始を踏まえ、母子保健DXの円滑な導入・定着を図る観点から、既に取り組んでいる自治体等から得られた知見を集積するとともに、これを踏まえ、新たに取り組む自治体等に対し、導入手順や運用方法等に関する助言・支援を行うとともに、導入過程で生じる課題を把握・整理し、その対応を通じて標準的な導入モデルの確立を図る。これらの取組を通じて、各自治体における円滑かつ着実な導入を促進し、母子保健DXの速やかな全国展開につなげる。

事業の概要

- 母子保健デジタル化等支援事業の全体の進捗管理。
- PMHを活用した母子保健事業を導入する自治体・医療機関等に対する導入手順や運用方法等に関する助言・支援、既に母子保健DXに取り組む自治体等からの知見の集積、導入過程で生じる課題の把握・対応等、母子保健DXの円滑かつ着実な全国展開に資する取組を実施。



実施主体等

【実施主体】国（民間事業者等へ委託）

＜保育対策総合支援事業費補助金＞ 令和9年度概算要求額 700億円の内数

事業の目的

- 保育の周辺業務や補助業務に係るICT等を活用した業務システムの導入費用の一部の補助などにより、保育士等の業務負担の軽減等を図る。保育士等が働きやすい環境を整備することで、保育人材の勤続年数の上昇傾向の維持を目指す。

事業の概要

- (1) 保育士の業務負担軽減を図るため、保育の周辺業務や補助業務（保育に関する計画・記録や保護者との連絡、こどもの登降園管理等の業務、実費徴収等のキャッシュレス決済）に係るICT等を活用した業務システムの導入費用及び外国人のこどもの保護者とのやりとりに係る通訳や翻訳のための機器の購入にかかる費用の一部を補助する。
- (2) こども誰でも通園事業所におけるICT化を推進するため、(1)の対象となっていない乳児等通園支援事業を実施する事業所が、空き枠の登録等を行うためのICT機器及びインターネット環境の整備、入退室管理を行うためのタブレット型端末の導入、キャッシュレス決済に係る機器の導入費用の一部を補助する。
- (3) 病児保育事業等において、空き状況の見える化や予約・キャンセル等のICT化を行うために必要なシステムの導入費用の一部を補助する。
- (4) 医療的ケア児を受入れる保育所等について、医療的ケア児とのコミュニケーションツールとなるICT機器の補助を行う。
- (5) 認可外保育施設において、保育記録の入力支援など、保育従事者の業務負担軽減につながる機器の導入に係る費用の一部を補助し、事故防止につなげる。
- (6) 都道府県等が実施する研修を在宅等で受講できるよう、オンラインで行うために必要なシステム基盤の整備に係る費用や教材作成経費等の一部を補助する。
- (7) 都道府県において、保育士資格の登録申請の届出等、自治体等の保有する各種情報との連携を可能とするために必要なシステム改修費等の一部を補助する。
- (8) 児童館において、入退館やこどもの記録管理、研修のオンライン化などの職員の業務負担軽減につながる機器の導入や、利用者同士の交流、相談支援のオンライン化などの支援の質の向上につながる機器の導入など児童館のICT化を行うために必要なシステム基盤の整備に係る費用の一部を補助する。

実施主体等

【実施主体】 都道府県、市区町村

【補助基準額】 (1) (ア)業務のICT化等を行うためのシステム導入

1 機能の場合・・・1施設当たり 20万円（併せて端末購入等を行う場合：70万円）

2 機能の場合・・・1施設当たり 40万円（併せて端末購入等を行う場合：90万円）

3 機能の場合・・・1施設当たり 60万円（併せて端末購入等を行う場合：110万円）

4 機能の場合・・・1施設当たり 80万円（併せて端末購入等を行う場合：130万円）

※ 1施設 1回限り対象。ただし、新たに「キャッシュレス決済」に係る機能を導入する場合には、過去に本補助金を活用して他のシステムを導入している場合でも対象。

※ 保育業務施設管理プラットフォームを導入している施設において、新たに「登降園管理等の業務」に係る機能を導入する場合には、過去に本補助金を活用して他のシステムを導入している場合でも対象。

(イ)翻訳機等の購入 1施設当たり：15万円

(2) こども誰でも通園制度を実施するためのICT機器等の導入 1施設当たり20万円

(3) 病児保育事業等の業務（予約・キャンセル等）のICT化を行うためのシステム導入

(ア) 1市区町村当たり：5,000千円 (イ) 1施設当たり：1,000千円 (ウ) 1都道府県当たり：10,000千円

※ (ウ)について、都道府県内の広域連携（市町村をまたいだ利用の仕組み）に参加している市町村の病児保育において、他市町村の利用者が予約等できるICTの導入体制を整備する都道府県が対象

※企業主導型保育事業で実施している病児保育も含めた、病児保育の空き状況等について、利用者が把握できるシステムを都道府県又は市町村において構築する場合は、既に本事業により補助を受けている場合であっても補助対象とする。《拡充》

(4) 医療的ケア児を受入れる保育所等におけるICT機器導入 1施設当たり 20万円

(5) 認可外保育施設における機器の導入 1施設当たり：20万円

(6) 研修のオンライン化事業 1自治体当たり：4,000千円

(7) 保育士登録等に係るシステム改修等 総額99,640千円のうち各都道府県の受験者数の割合等に応じて設定

(8) 児童館のICT化を行うためのシステム導入 1施設当たり 50万円※ 1施設 1回限り対象

【補助割合】 (1) 国：1／2、市区町村：1／4、事業者：1／4（*）国：2／3、市区町村：1／12、事業者：1／4

(2) 国：1／2、市区町村：1／4、事業者：1／4（*）国：2／3、市区町村：1／12、事業者：1／4

(3) (ア)国：1／2、市区町村：1／2

(イ)国：1／2、都道府県・市区町村：1／4、事業者：1／4

(ウ)国：1／2、都道府県：1／2

※ (ア)について、管内の病児保育施設の70％以上に予約システムを導入した自治体 国：2／3、市区町村：1／3

※ (ウ)について、都道府県内の病児保育施設の70％以上に、他市町村の利用者が予約等できるICTシステムを整備した都道府県 国：2／3、都道府県：1／3

(4) 国：1／2、市区町村：1／2

(5) 国：1／2、都道府県・市区町村：1／4、事業者：1／4 *国：2／3、都道府県・市区町村：1／12、事業者：1／4

(6) 国：1／2、都道府県・市区町村：1／2 (7) 国：1／2、都道府県：1／2 (8) 国：1／2、都道府県・市区町村：1／2

※(1)～(3)、(5)について、地方自治体が運営する施設を対象にする場合は、国：1／2、自治体：1／2（*）国：2／3、自治体：1／3

((1)～(2)、(5)は、財政力指数が1.0未満の地方自治体が対象。ただし、(1)、(5)は、園児の登園及び降園の管理に関する機能を導入する場合のみ、特別区及び財政力指数1.0以上の地方自治体も対象とする。)

* 自治体（都道府県・市区町村）において、自治体・ICT関連事業者・保育事業者などで構成される協議会を設置し、システムの導入にかかる費用の補助以外の取組を行っている場合、補助割合を嵩上げ

令和9年度概算要求額 10.4億円

事業の目的

- 令和7年の小中高生の自殺者数は538人で過去最多となり、コロナ禍以降（令和2年～）こども・若者（29歳まで）の自殺者数の累計は約2万人という危機的な状況。
- 改正自殺対策基本法（令和7年6月改正、令和8年4月施行）により、地方公共団体はこどもの自殺防止のため関係機関が情報共有や支援方針を協議する場（以下「協議会」という。）を設置できることとなり、協議会の実効性を高めるとともに、関係機関の支援機能の強化等を図るため、新たに交付金を創設し、地域における自殺対策を推進する。

事業の概要

地方公共団体等が行う次の①から④の取組に対して支援を行う。

① 協議会の設置準備（こどもの自殺対策協議会設置準備事業）

協議会の設置に向けた準備や地域住民に対する周知等を行う。

② 協議会による関係機関の連携推進及び各機関の支援機能の強化

（こどものいのちを守る地域連携強化事業）

協議会を構成する関係機関間でこどもの自殺の防止等について必要な情報交換を行うとともに、自殺リスクの高いこどもに対する各関係機関の相談機能、専門的支援機能を強化する。

③ 「こども・若者の自殺危機対応チーム」による困難事案への対応

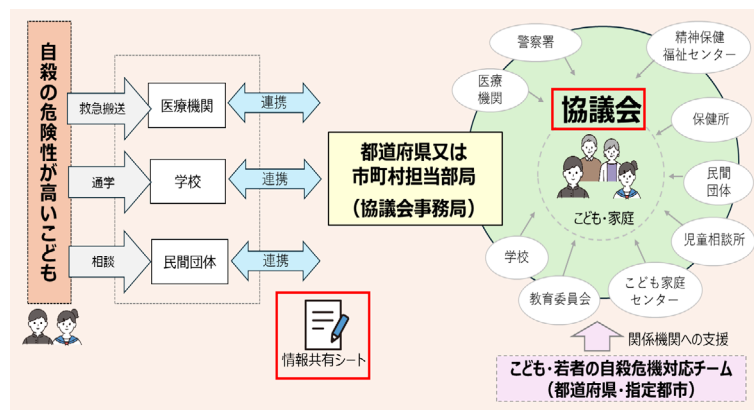
（こども・若者の自殺危機対応チーム事業）

都道府県・指定都市において、多職種の専門家で構成される「こども・若者の自殺危機対応チーム」を設置し、学校、市町村等では自殺未遂歴や自傷行為の経験等があるこども・若者への対応が困難な場合に、助言等を行う。

④ こどものいのちや尊厳を守るための実証事業

自殺に至るまでの、こども特有の複雑な背景、要因、経過等を踏まえ、各背景等に応じた自殺防止のための有効な支援手法を得るための先駆的・実験的な取組に対する支援を行う。

<体制のイメージ>



➡ 全ての自治体（都道府県・市町村）において、協議会を中心
にこどもの命を守る体制を確立し機能させることが必要

実施主体等

【実施主体】 ①及び②：都道府県・市町村 ③：都道府県・指定都市 ④：都道府県・市町村・民間事業者等（公募により事業者を選定）

【交付率】 10/10（①、③及び④）、1/2（②）

令和9年度概算要求額 0.9億円

事業の目的

- 改正自殺対策基本法（令和7年6月改正、令和8年4月施行）により、地方公共団体はこどもの自殺防止のため関係機関が情報共有や支援方針を協議する場（以下「協議会」という。）が設置できることとなった。
- 協議会は自殺に至る危険性が高い子ども・若者を早期に把握し、関係機関が連携して継続的に支援するための核となる機関であり、早急な整備を図る必要があるため、都道府県による管内市町村の協議会設置支援に関する業務を支援又は補完する事業を創設するもの。

事業の概要

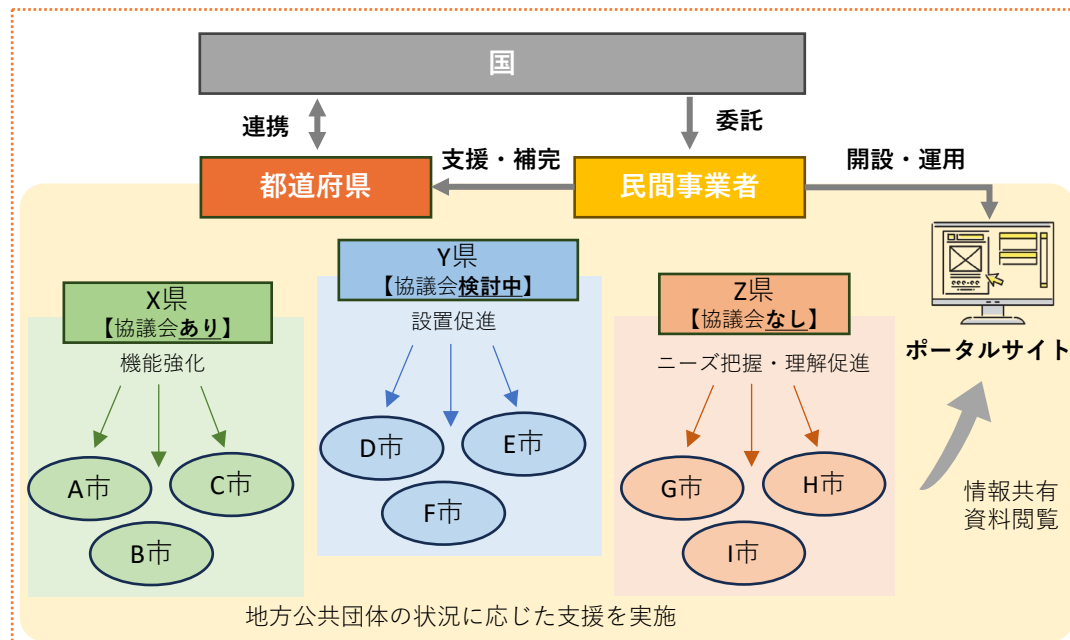
協議会の全国展開を早急に図り、機能させるため、民間事業者に委託して、次の事業を実施する（民間事業者は専門家による助言体制を整備して事業を実施）。

① 協議会設置・機能強化に対する支援

都道府県による市町村協議会の設置支援に関する業務を支援及び補完することを通じて、協議会の設置を促すとともに、機能強化のため、管内市町村向けの研修・情報交換会などを行う。

② こどもの自殺対策に係る自治体職員向けポータルサイトの開設

他の地方公共団体の協議会の設置・取組状況等の共有や情報交換、対策の企画に資する資料やデータの閲覧等ができる自治体職員向けポータルサイトを開設・運用する。



实施主体等

【実施主体】 国（民間事業者へ委託）

令和9年度概算要求額：91億円

〔 <情報処理業務庁費> 令和9年度概算要求額：46億円
<児童対象性暴力等防止等業務委託費> 令和9年度概算要求額：45億円 〕

目 的

- こども性暴力防止法関連システムの開発、業務委託等こども性暴力防止法により求められる業務に対応するための執行体制を引き続き確保するとともに、対象事業者支援のための相談窓口を設置するほか、周知広報を進める等により、本法の円滑かつ確実な運用を図り、こどもを性暴力等から守るという社会全体の機運を醸成する。

内 容

1. こども性暴力防止法の運用に必要となる体制の確保

① こども性暴力防止法関連システムの開発等（こども性暴力防止法関連システム開発等事業）

法律上求められる事務の円滑かつ確実な執行に必要となるこども性暴力防止法関連システムの追加開発を行うとともに、システムを安定して運用するための保守管理等を行う。

② 犯罪事実確認、認定、監督等に係る業務委託（こども性暴力防止法関連業務委託事業）

対象事業者への犯罪事実確認書の交付、認定、監督等の事務のうち、その一部を委託することにより執行体制を確保する。

2. こども性暴力防止法の円滑な運用のために必要な事業者支援（こども性暴力防止法事業者支援事業）

対象事業者が

- ・ 児童対象性暴力等が生じた際の調査、従事者に対する配置転換等の雇用管理上の措置を講じる際の弁護士への相談
- ・ 犯罪事実確認記録等の適切な情報管理を行う際の情報セキュリティの専門家への相談

を行うための相談窓口を設置する。

3. こども性暴力防止法の周知等

① 法制度周知や認定取得の促進のための広報啓発（こども性暴力防止法広報啓発事業）

こども性暴力防止法の制度の理解や認定取得を進めるため対象事業者への説明会等を行うとともに、こども、保護者をはじめとする国民全体に向けた周知広報を行い、こどもを性暴力から守るという社会全体の機運を醸成する。

② こどもの性被害防止に係る諸課題に関する調査研究の実施

こども性暴力防止法の施行状況等に関する調査研究を実施する。

令和9年度概算要求額 5億円

事業の目的

昨今のインターネット利用を巡る青少年保護の国内及び主要各国における動向を踏まえつつ、インターネット利用を巡る青少年の保護に関する課題及び論点の整理を行うため、令和7年8月に「インターネットの利用を巡る青少年の保護の在り方に関するWG」において「課題と論点の整理」を取りまとめた。

同月、「インターネットの利用を巡る青少年の保護の在り方に関する関係府省庁連絡会議」を設置し、翌月には「課題と論点の整理」に基づく今後の取組や検討の予定を示した工程表を取りまとめ、同工程表に基づき、青少年インターネット環境整備法の今後の在り方等について検討するため、令和8年1月に「青少年インターネット環境整備法の在り方等に関する検討WG」を設置し、令和8年中に具体的な対応を取りまとめた上で、青少年インターネット環境整備法改正法案の令和9年通常国会への提出を目指している。

本事業は、同改正法の施行を見据えた執行体制の整備、基本指針やガイドラインの策定・改定を行うための調査研究、官民連携協議会の創設等の同改正法の施行に係る必要な措置を実施することを目的とする。

事業の概要

● 調査研究の実施

- ・基本指針やガイドライン等の策定・改定を行うために必要な調査研究を行う。
- ・諸外国における最新の法制度の施行状況や動向等について、共管省庁と調査対象国や調査項目等を分担・調整した上で、必要な調査研究を行う。

● 官民連携協議会の創設準備

改正法に基づく執行の準備や基本指針等の策定・改定のほか、中長期的な調査研究や技術基盤の強化等を含む政策提言等を担う組織として、官民連携協議会の創設準備を行う。

実施主体等

- ◆ 実施主体：国（調査研究等については、請負契約により実施）

事業の目的

- こども政策の目標である「こどもまんなか社会」とは、全てのこども・若者が、状況や環境にかかわらず権利を保障され、将来にわたりウェルビーイングな状態で生活できる社会である。その実現には、社会全体で若者の成長と社会参画を支えることが不可欠である。他方で、若者はこれまで政策上の位置付けが不明確で、施策に十分包摂されてこなかったことが指摘されている。
- 本事業は、令和8年度の骨太方針やこどもまんなか実行計画2026を踏まえ、若者に対する政策を主要政策として正面から位置付けるとともに、分野ごとの縦割りにとらわれず若者自身のニーズや実情に基づく取組を**日常融合型**（用意した枠組みのなかに若者を当てはめるのではなく、若者の日常の導線上接点となっている場を活用・拡張する形）で推進することにより、各地域の実態に合わせた効果的な若者施策の実現を図ることをその目的とする。

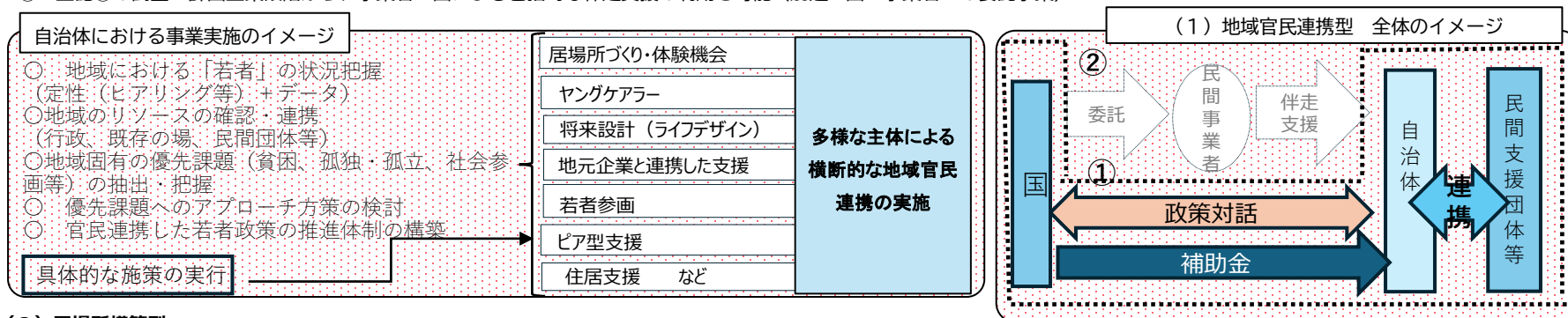
事業の概要

〇令和8年度中に国が作成する「若者政策グランドデザイン」を踏まえ、各地域において、若者政策推進体制の構築及び取組の実装を進める。

その際、若者（15歳～29歳をメインターゲットとする）の**日常導線上の接点となっている場（たまり場等）を、居場所やコミュニケーションの場として活用・拡張していくことが、若者との接点を増やし、支援につながるハードルを下げる観点から重要である。**また、**学校・企業・地域民間団体・民間支援企業等多様なステークホルダーと連携して一体的な支援を行うこと（日常融合型）が、地域の多様な主体の連携を促進し、限られた地域資源を有効に活用する観点から重要である。**さらには、各メニューに共通して、国と自治体（地域の民間支援団体等を含む）との政策対話を実施することは、国の政策の方向性について十分に認識を共有するとともに、地域の実情やニーズを踏まえ、地域で実装可能な取組につなげる観点から重要である。

（1）地域官民連携型

- 自治体と地域の民間支援団体等が連携し、若者が主体的に参画する体制を構築する。その際、コーディネーターのリーダーシップによって教育・就労・福祉・地域・社会参画等の分野を横断して地域の若者にとって必要な取組及び若者政策の方向性を検討し、これを推進するための体制を構築して実施すること。
また、「若者政策グランドデザイン」を踏まえ、地域における総合的な若者政策の推進方針を策定すること。
- 上記①の調査・計画立案段階から、事業者・国による包括的な伴走支援の利用も可能（別途 国→事業者への委託事業）



（2）居場所構築型

・地域内に、中高生・若者の日常生活導線上接点となる場が定常的にない場合に、中高生や若者を対象とした居場所（校内カフェ等校内の居場所を含む）を生活導線を含めてデザインすることを支援する。また、相談に乗るなど、地域内の若者年代を対象とする民間支援団体・行政サービスとの連携を行った上で把握したニーズに応える取組を支援する。

実施主体等

【実施主体】 都道府県、市町村

【補助率】（1）国 10/10 （2）国 2/3、都道府県・市町村 1/3 または 国 1/2、都道府県・市町村 1/2 ※補助率 2/3 の対象となるのは、財政力指数 1 未満の自治体のみ。

【補助基準額】 地域官民連携型 1 自治体あたり 上限 5,000 万円

居場所構築型 1 自治体あたり 上限 1,500 万円

※記載の単価は令和9年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

目的

成育基本方針（令和3年2月9日閣議決定）を踏まえ、プレコンセプションケアを含め、性別を問わず性や妊娠に関する正しい知識の普及を図り、健康管理を促す事を目的とする。

内容

◆ 対象者

思春期、妊娠、出産等の各ライフステージに応じた相談を希望する者、企業等の労務担当職員等（避妊や性感染症等の性行為に関する相談、予期せぬ妊娠、メンタルヘルスケア、不妊症相談を含む）

◆ 内容（都道府県・指定都市・中核市においては、（※）の必須事業は全て実施すること。市町村事業（（3）及び（8））については、それぞれ単独で実施可能。）

【必須事業】

- （1）不妊症・不育症や予期せぬ妊娠を含む妊娠・出産、思春期や性の悩み等を有する男女への専門的な相談指導（※）
- （2）不妊治療と仕事の両立に関する相談対応（※）
- （3）生殖や妊娠・出産に係る正しい知識等に関する講演会・出前講座（教育機関・企業等への講師派遣）の開催（※）
- （4）相談指導を行う相談員の研修養成（企業等向けのプレコンセプションケアに関するものも含む）（※）
- （5）男女の性や生殖、妊娠・出産、不妊治療等に関する医学的・科学的知見の普及啓発（※）

【重点事業】

- （6）学校で児童・生徒向けに性・生殖に関する教育等を実施する医師や助産師等の研修会実施等
の支援

- （7）基礎疾患のある妊産婦等への妊娠と薬に関する相談支援（R6～）

- （8）医療機関等に委託するプレコンセプションケアに関する相談支援（R6補正～）

- （9）SNSを活用したオンライン相談対応（夜間対応含む）

【一般事業】

- （10）性と健康の相談支援センターや委託先となっている医療機関等のオンライン相談の初期設備整備（R6補正～）
- （11）特定妊婦等に対する産科受診等支援（性感染症などの疾病等に関する受診を含む。）
- （12）若年妊婦等に対するアウトリーチによる相談支援、緊急一時的な居場所の確保
- （13）出生前遺伝学的検査（NIPT）に関する専門的な相談支援
- （14）HTLV-1等母子感染対策協議会の設置等
- （15）不妊症・不育症患者等の支援のためのネットワーク整備
- （16）相談窓口等の周知のための広報

◆ 実施自治体数 96自治体（47都道府県、49市） ※ 令和7年度変更交付決定ベース

実施主体等

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市・市町村 ※（7）及び（14）の実施主体は都道府県のみ、市町村は（3）及び（8）のみ実施可能

【補助率】

国1／2、都道府県・指定都市・中核市・市町村1／2

＜地方版プレコンセプションケア推進計画を策定し、プレコンサポーターの活用を位置付けている自治体であって、かつ、必須事業及び重点事業を全て実施した場合、必須事業及び重点事業の補助率を高上げ（一般事業は高上げなし） ※市町村はいずれかの事業を実施した場合でも補助率を高上げ＞

○必須事業、重点事業：国2／3、都道府県・指定都市・中核市・市町村1／3

（上記要件に加えて、財政力指数1未満の自治体を補助率高上げの対象とする。）

○一般事業：国1／2、都道府県・指定都市・中核市1／2

（注）「プレコンセプションケア推進5か年計画」に基づき、本事業の取組を行う自治体を100%とするため、令和11年度まで補助率の高上げを実施する

事業の目的

- こども期に**肯定的な体験（PCEs）を重ねる機会を確保**することで、すべてのこどもたちの**ウェルビーイングを支え・将来の地域社会での活躍の土台をつくる**。
- すべてのこどもにとって必要な居場所・体験機会を確保するために、**地域全体で多様なこどもの居場所づくり・体験提供を支え、こどもの居場所づくりや体験活動に取り組みやすく、また活動を継続しやすい環境を実現**する。

事業の概要

（1）**地域の居場所・体験提供基盤の創出・強化**（実施主体：都道府県・（市町村※下記②のみ））
児童館などの子育て支援施設、保育所等・学校、商業施設をはじめ、既に地域にある、こどもたちにとって身近な場所も活用しながら、こどもを単に支援の対象とするのではなく、こどもが地域・おとなと関わることや、主体的に活動することを通し、肯定的体験をできるように地域全体で取り組む。

①居場所・体験の提供

乳幼児期・学齢期を含めこどもが信頼できる他者（大人・仲間・先輩）と出会い・関係を深め、コミュニティへ所属するきっかけとなる居場所や体験を提供する地域の取組を支援

②地域の体制強化

こどものウェルビーイング向上を地域全体で支えるため、はじめの100か月の育ちビジョンやこどもの居場所づくりに関する指針等を踏まえ、官民の居場所づくり・体験提供の実践者の発掘・ネットワーク化や、民発の居場所づくり・体験提供を自治体の政策の中で活かす取組の枠組み化（相談窓口の設置・広報活動等）を展開する地域の取組を支援

【参考】こども期の肯定的体験
(Positive Childhood Experiences : PCEs)

（肯定的体験の例）

- ✓ 自分の気持ちについて話せる
- ✓ つらいときには、そばにいてくれると感じる
- ✓ 安全で大人に守られていると感じる
- ✓ 学校に居場所があると感じる
- ✓ 友人に支えられていると感じる
- ✓ 地域の伝統行事に参加するのが好きだ 等



日常的な安心できる関係性
の中での体験の積み重ね
×
その中で見えてくる
個々のこどもの**主体性**に
基づく**挑戦機会**や**社会への**
接点

（2）**全国の居場所・体験提供の強化基盤の整備**（実施主体：公募により民間団体等に補助）

居場所の質向上や居場所づくりの促進を図るオンライン動画の開発、官民の居場所づくり・体験提供の実践者が各地の工夫から学び合う集合型研修の実施により、居場所・体験の底上げを図る。

①オンライン研修コンテンツの開発

- ・ 地域の様々な居場所の実践者向けに、こども対応にかかわる基礎的な知識（セーフガーディング・こどもの権利等）を学べるコンテンツの作成・提供
- ・ 主に自治体担当者向けに、先行自治体の事例や時宜に応じた関連テーマ（例、防災×こどもの居場所）について学習できるコンテンツの作成・配信

②ケーススタディ・学び合いの機会創出

- ・ 地域ブロック研修会（企画運営：全国事務局および各地域の官民の居場所づくりの実践者による運営委員会方式を想定。運営委員は他ブロックの研修会に参加することも推奨）
- ・ 自治体担当者向け研修会（企画運営：同上、内容：先進地域の現場を他地域からの参加者とともに視察し、まちづくり政策・こども政策全体の中での政策的な位置づけを検討）

（3）**居場所・体験提供に関する調査研究事業** こどものウェルビーイング向上のための体験・居場所づくりの基盤構築に必要な調査の実施

実施主体等

（1）**地域の居場所・体験創出基盤の創出・強化**

【実施主体】都道府県（・市区町村※②のみ）

【補助率】国 1/2、都道府県（・市区町村 1/2）

【補助基準額案】都道府県3000万円（・市区町村350万円）

（2）**全国の居場所・体験機会の創出・強化基盤の整備**

【実施主体】民間団体等（公募により補助）

【補助率】国 10/10

【補助基準額案】5000万円

（3）**居場所・体験提供に関する調査研究事業**

【実施主体】民間団体等（①公募、②市区町村に補助）

【補助率】①国 10/10 ②国 1/2、市区町村 1/2

【補助基準額案】①4,000万 ②700万円

＜市町村こども家庭支援推進事業費国庫補助金＞ 令和9年度概算要求額 55億円

事業の目的

こども家庭センターは市町村における包括的支援体制づくりの中核を担うこととされている。その役割を財政支援の観点からも明確化し、市町村の支援体制の構築に関わる補助金について、都道府県メニューとの混在解消、明確かつ柔軟な補助内容への再編等を行うことによって、市町村による効果的・効率的な補助金の活用を図り、こども家庭センターによる一元的な企画・管理の下での相談事業・支援事業の整備を推進する。

事業の概要

1. こども家庭センター相談体制・医療連携強化事業【再編】

- ・こども家庭センターに、こども家庭相談業務の専門的技術・知識を有する実践経験者や有識者等の外部スーパーバイザーを配置・派遣する費用を補助し、関係職員への助言・指導や専門的支援の実施を支援することで、相談支援の質的強化を図る。
- ・要保護児童対策地域協議会の調整担当者研修受講時の代替職員配置、調整担当者や関係機関職員に助言する非常勤職員配置を補助する。
- ・こども自身やこどもの所属機関等からの相談対応を担う職員の配置、公認心理師・精神保健福祉士等の外部専門職の配置・派遣を補助する。
- ・こども家庭センターへの医師の配置や、地域の協力医療機関からの専門的助言を得る費用を補助し、医療的機能の強化を図る。
- ・安全確認等対応職員や事務処理対応職員の配置を補助することで、児童虐待の通告等を受けた際のこどもの安全確認等の体制強化を図る。

2. こども家庭センター業務デジタル活用推進事業【拡充】【再編】

- 拡充 ・こども家庭センターのICT化の推進に資する機器等の整備を補助する。
- ・こども家庭センターにおけるデジタル技術の活用を推進し、業務負担の軽減と業務効率化を図る。
- 拡充 ・国が構築等を行っている要保護児童等情報共有システムと市町村の独自システム間のデータ連携を行う。

3. こども家庭ソーシャルワーカー取得・市町村配置促進事業【再編】

- ・「こども家庭ソーシャルワーカー」の取得促進に向けた研修受講費用や配置した場合の賃金引き上げを補助する。

4. 市町村におけるヤングケアラー支援体制強化事業【拡充】【再編】

- ・ヤングケアラー・コーディネーターの配置、ピアサポート、オンラインサロン、家事・通訳派遣支援等を実施し、ヤングケアラーの支援体制の構築を図る。
- 拡充 ・18歳以上のヤングケアラーへの個別相談を含む業務を行うヤングケアラー・コーディネーターを配置する場合に加算を行う。
- 拡充 ・ヤングケアラーのケア負担を軽減し、自分の時間を確保するため、家事や外国語対応等が必要な家庭に対し、家事派遣や通訳派遣等を実施を行う。
- 拡充 ・多様な専門職等による支援が提供されるよう、専門家による相談支援を行う。

5. 子育て安心アウトリーチ強化事業【拡充】【再編】

こども家庭センターを中核に地域資源（宅食団体その他の民間団体・事業者等）と連携し、多様なアウトリーチ手法によるこどもや家庭の状況把握を行うことにより、支援が必要なこどもや家庭の早期把握や継続的支援を推進する。

6. その他市町村相談支援体制に資する取組【新規】

実施主体

【実施主体】 市区町村

【補助率】 1、2、6：国1/2・市区町村1/2

3～5：国2/3・市区町村1/3 又は 国1/2・市区町村1/2 ※補助率2/3の対象となるのは、財政力指数1未満の自治体のみ。

※3については、経過措置として、令和11年度末までは全ての自治体の補助率を2/3とする。

各種相談支援の「こども家庭センター」への一元化に向けた予算の再編について

- 「こども家庭センター」は、市町村において、児童及び妊産婦の福祉に関する包括的な支援を行うこととされており、こうした役割を予算の観点からも推進すべく、令和9年度予算概算要求において、以下のとおり再編することを検討し、こども家庭センターによる一元的な企画・管理の下での相談事業・支援事業の整備を目指す。
- 具体的には、「児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金」（以下の①～⑩）のうち、
 - ・ 実施主体が市町村（こども家庭センター）であるものについては、新たに「市町村こども家庭支援推進事業費国庫補助金」を創設し、再編
 - ・ 各事業の目的に沿って、相談体制や医療連携の強化のための3事業、システムやデジタルの活用による業務効率化のための3事業、状況把握・アウトリーチ支援のための2事業を統合し、目的達成のための補助内容を明確化・柔軟化
 - ・ 地域の実情に応じた柔軟な事業実施が可能となるよう、新たに、市町村独自の相談支援体制の構築・強化に資する取組への補助メニュー（その他市町村相談支援体制に資する取組）を新設
- 都道府県メニューとの混在解消、明確かつ柔軟な補助内容への再編により、自治体での効果的・効率的な活用が期待される。

<令和8年度予算>

児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金	
児童虐待防止対策支援事業	
①医療的機能強化事業	→
②市町村相談体制整備事業	
③児童相談システム情報連携基盤構築事業	
④こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業	→
⑤児童の安全確認等のための体制強化事業	
⑥児童相談所等業務効率化促進事業	→
⑦児童相談所等におけるICT化推進事業	
⑧ヤングケアラー支援体制強化事業	→
⑨未就園児等全戸訪問・アウトリーチ支援事業	
⑩支援対象児童等見守り強化事業	

<令和9年度予算概算要求>

【再編】市町村こども家庭支援推進事業費国庫補助金	
【統合】①こども家庭センター相談体制・医療連携強化事業	→
【統合】②こども家庭センター業務デジタル活用推進事業	
③こども家庭ソーシャルワーカー取得・市町村配置促進事業	→
④市町村におけるヤングケアラー支援体制強化事業	
【統合】⑤子育て安心アウトリーチ強化事業	→
【拡充】⑥その他市町村相談支援体制に資する取組	

事業の目的

令和4年改正児童福祉法の施行により「こども家庭センター」の設置が進んでいる（設置率85.9%）が、地域全体での包括的・継続的な支援を実現するためには、各種の相談事業・支援事業を担う**地域資源の開拓や相談支援事業の最適な配置・整備**、家族全体のニーズの種類や変化に応じた**地域の相談機関や関係機関との円滑な分担・協働の仕組み**、住民が**相談につながり支援を利用しやすい方策**など、**保護者とともに地域全体でこどもを健やかに育成する体制の構築を、こども家庭センターが中核となって進める必要がある**。妊産婦・こども・子育て家庭への包括的・継続的な支援の充実に向け、**人口規模等の地域の実情に応じた「こども包括支援」基盤の強化に向けた取組**を推進する。

事業の概要

ニーズに応じて様々な資源・機関の協働や相談・支援を調整する**包括的支援**と、ニーズの変化に応じた相談対応と支援調整を続ける**継続的支援**により、保護者とともに地域全体でこどもを健やかに育成する「**こども包括支援**」基盤の強化に向けて、以下を実施

【民間事業者の実施内容】

- I 現状把握・課題整理や有識者の助言提供等による「こども包括支援」基盤の強化に向けた検討支援
- II 市町村が実施する取組に必要な経費の補助
- III 市町村の取組を踏まえた「こども包括支援」基盤の強化に必要な取組の整理

【市町村(重点強化自治体)の実施内容】

(必須実施) 以下1～3の全てを実施

- 1 こども家庭センターを中核とする地域全体での包括的支援体制の検討・構築
- 2 地域の子育て支援体制強化(加配/巡回/派遣)による地域の相談支援機能の充実
- 3 こども家庭センターや地域子育て相談機関による関係機関・地域資源の包括的・継続的な支援調整の仕組みやケースマネジメントの実装

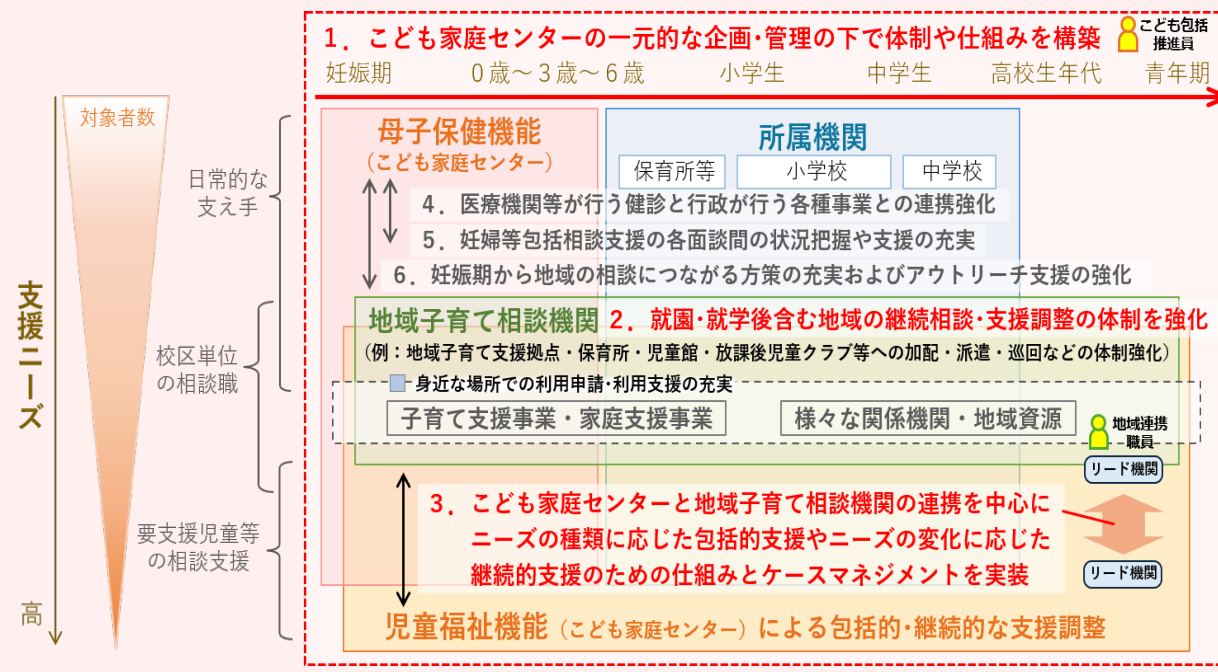
(任意実施) 以下4～6の一部又は全部を実施

4. 「医療機関等」が行う妊婦健診等と、こども家庭センターが行う伴走型相談支援など各種相談支援事業が一体となった連携・支援
5. 妊婦等包括相談支援の寄り添い支援の充実
6. 地域の相談機関の利用促進および未利用者へのアプローチ強化

(協力事項)

妊娠前から2歳頃までの相談事業の在り方の検討

＜包括的支援体制の強化ポイント＞



＜事業スキーム＞



実施主体

【実施主体】民間事業者（ただし、市町村（重点強化自治体）実施内容1～6に必要な経費は、民間事業者が市町村に対して補助）

【補助率】10/10

※民間事業者が実施主体となり、別途公募により採択された市町村の取組に対する支援・補助・総合検証を実施

【補助基準額案】Ⅰ・Ⅲ：94,602千円 Ⅱ：市町村の実施内容1～6に必要な経費の実額（※市町村への補助基準額は後述）

事業の概要

〈重点強化自治体を実施すること〉

下記の1～3を必ず実施の上、4～6の一部又は全部を、こども家庭センターによる一元的な企画・管理の下で実施する。

【必須項目】

1. こども家庭センターを中核とする地域全体での包括的支援体制の検討・構築

こども包括推進員を配置し、妊産婦・こども・子育て家庭（以下、家庭）のニーズを整理し、関係部署での検討や関係機関・地域資源との協議を進め、様々なニーズに対応する連携・協働の仕組み、相談事業の最適配置や支援事業の種類・量の整備など包括的支援体制の検討・構築を推進する。

2. 地域の子育て支援体制強化（加配／巡回／派遣）による地域の相談支援機能の充実

地域子育て相談機関や地域で子育て支援を実施する事業者等が、より多くの家庭からの相談に応じ、また、利用支援や支援調整が必要な家庭のリード機関としての役割を果たすことができるよう、地域で相談支援を担う職員の加配、こども家庭センターからの巡回、市町村が委託する機関（例：児童家庭支援センター）からの派遣等の方法により、各地域の相談支援体制を強化する。

3. こども家庭センターや地域子育て相談機関による包括的・継続的な支援調整の仕組みの実装

こども家庭センターと地域子育て相談機関が、包括的支援調整の役割（リード機関）を各家庭のニーズの変化に応じて継続的に実施する仕組みや、様々なニーズを関係機関や地域資源が的確に捉えて他機関との連携やリード機関への相談を行うための共通のツールや仕組みを整備する。

サポートプランを活用した各家庭との協働関係に基づく家庭全体のニーズ把握・アセスメント、当事者主体のプランニングや地域資源との協働などによる包括的・継続的なケースマネジメントを充実させるため、こども家庭相談の実践モデルに沿った相談支援を実践し、点検・改善などに取り組む。必要に応じ、こども家庭センター機能強化のための国による伴走支援（アドバイザー等）からのサポートを受ける。

【任意項目】

4. 「医療機関等」が行う妊婦健診等と、こども家庭センターが行う伴走型相談支援など各種相談支援事業が一体となった連携・支援

5. 妊婦等包括相談支援の寄り添い支援の充実に関する取組

6. 地域の相談機関（地域子育て支援拠点事業等）の利用促進および未利用者へのアプローチ強化に関する取組

（1）妊娠中からの地域の相談機関の利用促進

（2）地域の相談機関の未利用者へのアプローチの強化

＜こども包括支援基盤強化事業補助金＞ 令和9年度概算要求額 5億円

事業の概要

〈重点強化自治体に協力いただくこと〉

「こども包括支援」基盤の強化に向けた検討

人口規模等の地域の実情に応じた包括的支援体制の構築に向けた取組の検討に協力する。

利用者の視点に立った妊娠から2歳までの切れ目のない支援の構築に向けた相談事業の在り方の検討

既存事業間の情報共有・連携、地域の相談機関への着実な繋ぎなどのスキームの確立による利用者視点での使いやすい相談事業の在り方（制度的対応を含む）の検討に協力する。（補助事業者（民間団体）開催の検討会に出席・議論に参画）。

補助単価

【市町村の実施内容に対する補助基準額案】 ※補助率10/10（民間事業者から補助） 実施する取組の数に応じて、いずれかの補助基準額を適用

自治体規模 ※1	1及び3 (必須実施)	2 (必須実施)	4～6のうち1つ を実施する場合	4～6のうち2つ を実施する場合	4～6のうち3つ を実施する場合
I	7,452千円 ※2	5,472千円	3,260千円	4,260千円	5,260千円
II	7,452千円 ※2	10,944千円	6,020千円	7,520千円	9,020千円
III	7,452千円 ※2	16,416千円	8,780千円	10,780千円	12,780千円
IV	7,452千円 ※2	21,888千円	11,540千円	14,040千円	16,540千円

※1 自治体規模 I～IVは、人口規模に応じた区分を実施要綱等に定める ※2 こども家庭ソーシャルワーカーを配置する場合は8,052千円

※3 記載の単価は令和9年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

利用者の視点に立った妊娠期から2歳までの切れ目のない支援の構築

- 妊娠期から2歳までの相談支援については、伴走型相談支援の制度化など、これまで様々な充実が図られてきた反面、異なる相談支援のたびに同じ説明を求められることや、関係機関間の情報共有についての課題等が指摘されている。
- 利用者の視点に立った支援の構築に向け、現場のモデル的な取り組み支援等を行うとともに、制度的対応も視野に検討。今年度のうちから、市町村との意見交換などを通じ、現場と一体となって取り組みを進める。

妊娠確認

妊娠

出産

乳児

幼児

1歳

相談支援

母子保健

児童福祉

保健師等が自宅を訪問して行う専門的な相談支援
(妊産婦訪問、妊婦訪問支援事業、新生児訪問、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業)

妊婦のための支援給付と組み合わせて行う伴走型相談支援 (R7年度制度化)
(妊婦等包括相談支援事業)

確認検査

妊婦健診 (14回程度)

産婦健診

産後ケア事業

乳幼児健診

1歳半健診

こども家庭センター (母子保健と児童福祉の一体的支援体制)

※妊娠中からの利用促進

※情報連携／支援の声を上げづらい層へのアウトリーチ支援の強化

地域の相談機関 (地域子育て支援拠点など)

※情報連携

※情報連携

＜保育対策総合支援事業費補助金＞ 令和9年度概算要求額 700億円の内数

事業の目的

- 人口減少地域の保育所は、地域で唯一の子育て支援の拠点でもあることから、その保育所が運営困難に陥ると、こどもを預けて働く場やこどもが集まる場所がなくなり、地域そのものの維持が難しくなる。このような状況において、保育機能を維持・確保するとともに、その他地域に求められるニーズに対応した機能の補完を実現するため、保育機能の強化及び多機能化を図り、より幅広い子育てニーズに応えられる子育て拠点としての運営継続を支援する。

事業の概要

【事業内容】

- 実施市町村は地域分析ツールの活用による検討結果を踏まえ、地方版子ども・子育て会議等で子育て拠点保育施設を位置付け、公表する。
- 子育て拠点保育施設は以下の取組（①②③は必須、④⑤は任意）を実施することにより、子育て拠点として未就学児に限らない多様な子育てニーズに対応する。

- ①保育機能を強化する取組 ②乳幼児期以降の子ども・若者を支援する取組
- ③子ども・子育て家庭を支援する取組 ※②③は地域で求められるニーズに応えるものとする。
- ④子ども・子育て支援以外の様々な支援の取組 ⑤地域づくりのための取組

【対象自治体】

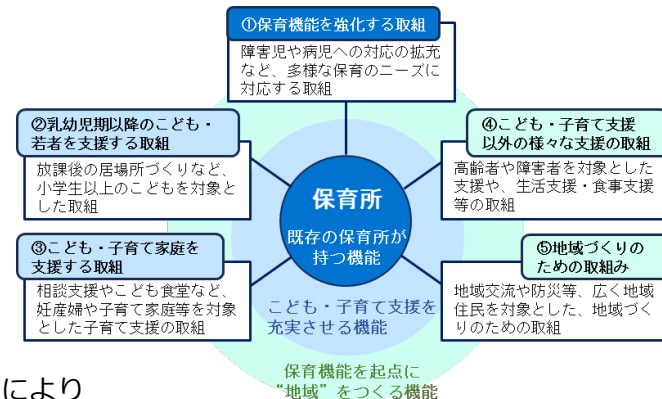
- 特別地域を有する市町村（注）

【対象施設】

- 特別地域に所在する既存の認可保育所、認定子ども園及び小規模保育事業所であって、子育て拠点化により地域の維持や発展のために存続が不可欠な施設
※原則1自治体1施設での実施を想定しているが、地域の実情に応じ複数施設（教育・保育提供区域ごとに1施設まで）での実施も可とする。

（注）対象となる地域は以下のとおり（1,240市町村）。

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 一 離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域 三 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年法律第88号)第2条第1項に規定する辺地 五 山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定により指定された振興山村 七 半島振興法(昭和60年法律第63号)第2条第1項の規定により指定された半島振興対策実施地域 九 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第2条第2項に規定する過疎地域 | <ul style="list-style-type: none"> 二 奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定する奄美群島 四 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定により指定された特別豪雪地帯 六 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定する小笠原諸島 八 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)第2条第1項に規定する特定農山村地域 十 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第3号に規定する離島 |
|--|--|



実施主体等

【実施主体】 市町村（自治体が認めた者への委託可）

【補助基準額】 1自治体あたり 12,000千円 ※記載の単価は令和9年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

【補助割合】 国：2／3、市町村：1／3

＜保育対策総合支援事業費補助金＞ 令和9年度概算要求額 700億円の内数

事業の目的

- 保育所等において医療的ケア児や重症心身障害児（以下「医療的ケア児等」という。）の受入れを可能とするための体制を整備し、医療的ケア児等の地域生活支援の向上を図る。
- また、自治体において、医療的ケア児の受入れ等に関するガイドラインを策定するほか、医療的ケアに関する技能及び経験を有した者（医療的ケア児保育支援者）を配置し、管内の保育所等への医療的ケアに関する支援・助言、研修の企画・実施、連絡会議の開催その他医療的ケア児の保育所等への受入にかかる地域体制構築支援に必要な関係機関との連携を行うことで、安定・継続した医療的ケア児への支援体制を構築する。

事業の内容

【医療的ケア児を受け入れる保育所等】

- ✓ 看護師等を配置し、自治体の支援を受けながら、医療的ケア児等を受入れ。



【自治体】

- ✓ 検討会の設置やガイドラインの策定により、医療的ケア児等の受入れについての検討や関係機関との連絡体制の構築、施設や保護者との調整等の体制整備を実施。
 - ✓ 医療的ケア児保育支援者を配置し、保育所等への巡回により助言・援助を行うほか、研修の企画・実施、連絡会議の開催その他医療的ケア児の保育所等への受入にかかる地域体制構築・支援に必要な関係機関との連携・諸調整等を実施。《拡充》
- （※）保育所等に委託等すること可。

実施主体等

【実施主体】 都道府県、市区町村

【補助基準額】

- ① 看護師等の配置 1施設当たり 6,066千円
(2名以上の医療的ケア児の受け入れが見込まれる保育所等において、看護師等を複数配置している場合、6,066千円を加算)
さらに効果的・効率的な看護師配置を目的として自治体等において雇上げた看護師等が巡回して対応する場合 1自治体当たり 5,745千円
- ② 医療的ケア児保育支援者（看護師等、医療的ケア児の保育に知見のある保育士）による、医療的ケア児の保育所等への受入にかかる地域体制構築支援 1自治体当たり 12,560千円
- ③ 研修の受講支援 1施設当たり 300千円
※看護師等及び保育士等が喀痰吸引以外の研修を受講する場合も対象とする。
- ④ 補助者の配置 1施設当たり 2,692千円
- ⑤ ガイドラインの策定 1自治体当たり 601千円
- ⑥ 検討会の設置 1自治体当たり 366千円
- ⑦ 医療的ケア児等の備品補助 1施設当たり 100千円
(医療的ケア児等の個別性に応じて必要となる備品 例：抱っこひも・ベッド等)
- ⑧ 災害対策備品整備 1施設当たり 100千円
(災害対策として停電時等に必要となる備品 例：外部バッテリー・手動式吸引器等)
- ⑨ 園外活動移動支援加算 1施設当たり 40千円
※③、⑤、⑥はそれぞれ単独で補助することを可能とする。

【補助割合】

- 国：1/2、都道府県・指定都市・中核市：1/2
国：1/2、都道府県：1/4、市区町村：1/4
国：2/3、都道府県・指定都市・中核市：1/3
国：2/3、都道府県：1/6、市区町村：1/6

医療的ケア児の受入れ体制拡充のため、新たな保育所等において、医療的ケア児の受入れを開始する自治体については、補助率を嵩上げ。

（注）2/3の国庫補助率の対象は、財政力指数1未満の自治体とし、その他の自治体は国庫補助率を1/2とする。

※記載の単価は令和9年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る

＜保育対策総合支援事業費補助金＞ 令和9年度概算要求額 700億円の内数

事業の目的

- 保育所等（保育所、認定こども園又は小規模保育事業所）において、保育士等有する専門性を活かした保護者の状況に応じた相談支援などの業務を行う地域連携推進員の配置を促進し、保育所等における要支援児童等（要支援児童、要保護児童及びその保護者等）の対応や**こども家庭センター**等の関係機関との連携の強化・連携に取り組むなど、運営の円滑化を図る。

事業の概要

（1）地域連携推進員の配置

保育所等※1に要支援児童等への適切な相談支援等を図るための「地域連携推進員※2」を配置し相談支援やこども家庭センター等との連携や巡回支援を実施

※1 **こども家庭センター**との連携を強化し、要支援児童等の家庭支援と協働した地域の子育て支援や虐待予防の取組を図るため、児童福祉法第10条の3規定の「**地域子育て相談機関**」が望ましいこと（保育所等は支援の主体・実施の場ではなく、困難性等を発見し、支援につなげ、こどもの成長と家庭を見守る場）

※2 実施主体が都道府県又は公立保育所等がないなど、管内の保育所等に配置が困難なこども家庭センター設置市町村の場合は、都道府県又は市町村の**保育業務主管課に配置することができる**（委託等も可）。《拡充》

（2）地域連携推進員の業務

- ① 保育士等有する専門性を活かした保護者の状況に応じた相談支援
- ② **こども家庭センター**や関係機関と連携し、こどもの状況の把握・共有及び地域の専門機関や専門職等との関係性の構築、個別ケース検討会議に参加し、情報の提供及び共有
- ③ 保育所等への巡回支援などの実施
- ④ 運営の円滑化のため、**こども家庭センターと連携・協働した**地域の子育て支援や虐待予防の取組等に資する地域活動への参加等の実施



実施主体等

【実施主体】要保護児童対策地域協議会の構成する関係機関等に保育所等の関係者が参加している市町村（特別区を含む。以下同じ。）及び都道府県（以下「市町村等」という。）※市町村等が認めた者へ委託等を行うことも可

【補助基準額】①都道府県：1自治体あたり4,580千円 ※記載の単価は令和9年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

②こども家庭センター設置市町村：保育所等1か所あたり巡回支援か所数2か所以上9か所以下は2,290千円、同10か所以上30か所未満は4,580千円又は同30か所以上は6,870千円（複数の保育所等に配置する場合は、巡回支援先の重複は除く。）

※ただし1市町村あたり、こども家庭センター設置数（保育業務主管課に配属する場合は1か所）を上限とする。

【補助割合】国：1／2、都道府県：1／4、市町村：1／4（都道府県が実施する場合は国：1／2、都道府県：1／2）

令和9年度概算要求額 0.9 億円

事業の目的

- 現在、こども家庭審議会において、令和7年4月の「保育所、認定こども園における保育の内容の基準等の在り方について（諮問）」を踏まえ、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改定に向けた審議が行われているところ。
- 保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改定を着実に実施するとともに、新保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領について、解説書の作成、参考資料等を作成し、改定の趣旨や理念等について周知・徹底を図る。

事業の概要

■ 全国8ブロックにおいて説明会を実施

教育・保育に関わる幅広い関係者に3要領・指針の趣旨・理念が理解され、全てのこどもの健やかな育ちや学びの実現へとつながるように全国8か所で、説明会を実施する（オンライン配信の併用）。



■ 告示及び解説冊子の作成

告示の趣旨・理念や基本的な内容について解説する冊子を作成することで、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の周知・徹底に向けた取組を推進する。



■ 保育所保育指針等のコンテンツサイトの作成

告示及び解説の検索機能から、実践事例データベース、オンライン研修など、保育所保育指針等をいつでも検索・学習・実践に活用できる総合プラットフォームを構築する。



実施主体等

【実施主体】国（民間業者に委託）

令和9年度概算要求額 104億円

※令和6年度までは母子保健医療対策総合支援事業として実施（令和6年度予算額：60.5億円）【平成26年度創設】

事業の目的

- 出産後1年以内の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う産後ケア事業について、少子化の状況を踏まえ、安心・安全な子育て環境を整えるため、法定化により市町村の努力義務となった当事業のユニバーサル化を目指す。こども家庭センターや伴走型相談支援との連携により、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援の提供を行う。

※ 「産後ケア事業」は、母子保健法の一部を改正する法律（令和元年法律第69号）により、市町村の努力義務として規定された（令和3年4月1日施行）

事業の概要

◆ 対象者

産後ケアを必要とする者

◆ 内 容

出産後1年以内の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する。

◆ 実施方法・実施場所等

- (1) 「宿泊型」・・・病院、助産所等の空きベッドの活用等により、宿泊による休養の機会の提供等を実施（利用期間は原則7日以内）
 (2) 「デイサービス型」・・・個別・集団で支援を行える施設において、日中、来所した利用者に対し実施
 (3) 「アウトリーチ型」・・・実施担当者が利用者の自宅に赴き実施

◆ 実施担当者

事業内容に応じて助産師、保健師又は看護師等の担当者を配置。※ 宿泊型を行う場合には、24時間体制で1名以上の助産師、保健師又は看護師の配置が条件

実施主体等

【実施主体】市町村（特別区を含む）

【補助率】国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

※都道府県負担の導入（R7～）（R6以前は、国1/2、市町村1/2）

【補助基準額】

(1) デイサービス・アウトリーチ型

(2) 宿泊型

(2) - 1 A型（従来型）

(2) - 2 B型：産後ケア事業に係る専用ベッド4床以上

常時職員複数配置（うち、1名以上は専従）

(2) - 3 C型：産後ケア事業に係る専用ベッド7床以上

常時職員複数配置（うち、2名以上は専従）

※なお、デイサービス型・宿泊型の交付においては、自治体が施設と委託契約により実施する場合、下記（3）～（8）の加算を取るにあたっては、基本分の委託料に所定の加算額を加えた委託料とすることを要件とする。

(3) 宿泊型に係る夜間職員配置加算（日額）

(3) - 1 A型について、夜間に職員を2名（うち、1名専従）以上配置した場合

(3) - 2 B型について、夜間に職員を2名（うち、2名専従）以上配置した場合

(3) - 3 C型について、夜間に職員を3名（うち、3名専従）以上配置した場合

(4) 支援の必要性の高い利用者を受け入れる施設への加算（日額）

(5) 兄姉（未就学児）を受け入れる施設への加算（日額）

(6) 生後4か月以降の児を受け入れる施設への加算（日額）

(7) 多胎児を受け入れる施設への加算（日額）

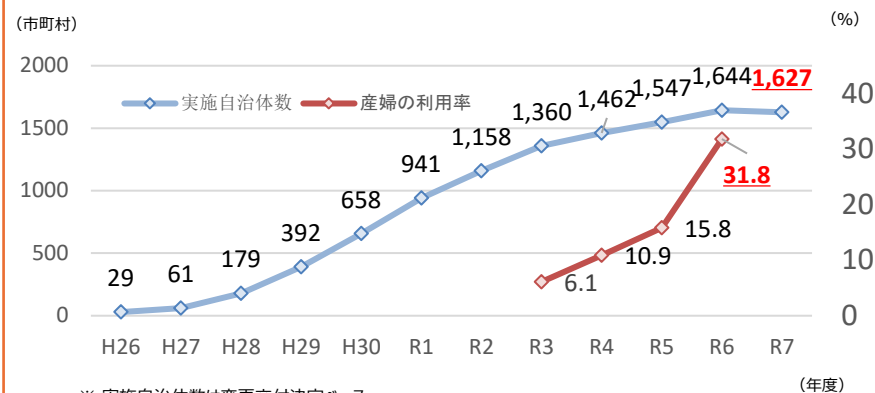
(8) 父親サポート加算（専門職等による父親への子育て支援）

(9) ①住民税非課税世帯に対する利用料減免

②上記①以外の世帯に対する利用料減免

※規模別の補助基準額等については、産後ケア事業所への実態調査の結果等も踏まえ、今後の予算編成過程で検討

事業の実績



※ 実施自治体数は変更交付決定ベース

※ 産婦の利用率の算出方法
 宿泊型・デイサービス型・アウトリーチ型の各利用実人数の合計 / 分娩件数

事業の目的

- こども家庭センター（※）の設置の促進を図るとともに、産前・産後サポート事業等を地域の実情に応じて実施し、妊産婦等に必要な支援体制の強化を図る。（※こども家庭センターの旧子育て世代包括支援センター機能部分に限る。）
- さらに、都道府県等が人材育成のための研修を行う等、市町村に対し、妊娠・出産包括支援事業を推進するための体制を整備することを目的とする。

事業の概要

1. 市町村事業

- （1）産前・産後サポート事業（H26～）
妊産婦等が抱える妊娠・出産や子育てに関する悩み等について、助産師等の専門家又は子育て経験者やシニア世代等の相談しやすい「話し相手」等による相談支援を行い、家庭や地域での妊産婦等の孤立感を解消を図る。
- （2）妊娠・出産包括支援緊急整備事業（H26～）
産前・産後サポート事業、産後ケア事業の実施場所の修繕を行うことにより、より身近な場で妊産婦等を支える仕組みに必要な体制を緊急に整備する。
- （3）こども家庭センター（旧子育て世代包括支援センター機能部分）開設準備事業（H29～）
こども家庭センターに係る開設準備のため、職員の雇い上げや協議会の開催等を行うことにより、当該センターを円滑に開設する。

2. 都道府県事業

- ・ 妊娠・出産包括支援推進事業（H27～）
連絡調整会議、保健師等の専門職への研修、産後ケア事業等のニーズ把握調査等を行い、市町村が妊娠・出産包括支援事業を実施するための体制整備を推進する。
①連絡調整会議、②保健師等の専門職への研修、③ニーズ把握調査、④市町村共同実施の推進、⑤その他

実施主体等

【実施主体】 1. 市町村 2. 都道府県 【補助率】 1／2

事業の目的

- 妊婦健診の内容や費用などの情報について、厚生労働省が運営する「出産なび」に掲載することとしており、母子保健法改正に伴い、妊婦健診を実施する医療機関ごとに、「望ましい基準」内の項目と「望ましい基準」外の項目を分けて調査し、それぞれの項目に関する検査内容や費用等を公表することを予定している。
- 公表に向けた調査の実施及び制度自体の周知広報を目的とする。

事業の概要

1. 調査業務

妊婦健診に関する検査項目や費用等の情報を「出産なび」へ掲載することを目的として、妊婦健診を実施する施設を対象に、妊婦健診の内容及び費用に関する調査を実施する。

2. 周知広報業務

(1) 制度改正に関する説明資料の作成

妊婦自身が、妊婦健診費用に関する基本的な考え方（※）を理解するとともに、居住自治体における公費負担の状況を適切に認識できるよう、自治体及び医療機関それぞれが配布する資料を作成する。

（※）国の告示において「望ましい基準」が定められていること、医師の判断等により「望ましい基準」以外の検査が実施される場合があること、公費負担の対象となる検査項目や金額は自治体ごとに異なること等

(2) 妊娠を考える段階の方への周知広報

妊娠した時に希望する医療機関を円滑に受診できるよう、妊娠を考える段階の方に対して、「出産なび」に妊婦健診に関する情報が掲載されていることについて厚生労働省と連携して周知広報を行う。

実施主体等

- ◆ 実施主体：国（民間事業者等へ委託）

事業の目的

- 乳幼児健康診査については、母子保健法により、市町村において「1歳6か月児」及び「3歳児」に対する健康診査の実施が義務付けられている。また、乳児期（「3から6か月頃」及び「9から11か月頃」）の健康診査についても全国的に実施されている状況となっている。こうした中で、新たに「1か月児」及び「5歳児」に対する健康診査の費用を助成することにより、出産後から就学前までの切れ目のない健康診査の実施体制を整備することを目的とする。
- ※ 本事業による財政支援に加え、必要な技術的支援や体制整備に係る財政支援を行うことにより、「1か月児」及び「5歳児」の健康診査の早期の全国展開を目指す。

事業の概要

◆ 対象者

- ① 1か月頃の乳児 及び ② 5歳頃の幼児

◆ 内 容

地域における全ての上記①及び②に該当する乳幼児を対象に、健康診査の実施に係る費用について助成を行う。

① 1か月児健診

実施方法：原則として個別健診

健診内容：身体発育状況や栄養状態などの評価、身体疾患のスクリーニング、こどもの健康状態や育児の相談等

② 5歳児健診

実施方法：原則として集団健診

健診内容：発達の状況（身体、精神、言語などの発達状況）などの評価と早期支援、育児上の問題となる事項、必要に応じ、専門相談等

◆ 留意事項

- (1) ①の健康診査の実施に当たっては、委託先の医療機関と連携を密に行うとともに、健康診査の結果等の情報の活用などにより伴走型相談支援の効果的な実施につなげる。また、健康診査の実施が虐待の予防及び早期発見に資するものであることに留意し、こども家庭センターなどの関係機関とも連携しながら、必要な支援体制の整備を行うこと。
- (2) ②の健康診査の実施に当たっては、健康診査の結果、発達障害等（発達障害等の疑いを含む。）と判定された幼児について、就学前までに必要な支援につなげることができるよう、関係部局や都道府県等とも協力しながら、地域における必要な支援体制の整備を行うこと。

実施主体等

- ◆ 実施主体：市町村 ◆ 補助率：国1/2、市町村1/2
- ◆ 補助基準額：① **6,000円**／人（原則として個別健診） ② **5,000円**／人（原則として集団健診）

＜子ども・子育て支援事業費補助金＞ 令和9年度概算要求額 10億円

事業の目的

- 放課後児童クラブの待機児童が発生している中、小学生の放課後の預かり機能の多様化を図る必要がある。企業等民間の創意工夫を活かした、預かり機能を有し、職域や地域に密着した小学生の居場所を構築するための環境整備に係る実証的な取組を行う。

事業の概要

以下の（１）～（３）を一連の事業として実施する。

（１）調査研究の実施

保護者の就労環境や、放課後児童クラブ等のこどもの居場所の充足状況等を勘案した上で、企業等民間の活力を導入した小学生の預かり機能を有した場の確保等を必要に応じて行うため、事業者や有識者、自治体担当部署等の関係者の知見を取り入れつつ、（２）の小学生の預かり機能構築に伴走し、事業の効果検証を行い、今後の預かり機能構築に向けた調査研究を行う。

（２）小学生の預かり機能構築の実施

＞ 実施場所

少子化等の影響による保育施設のスペースに余裕が出ていることや、専門的人材の確保の観点から、企業主導型保育施設、認可外保育施設、小規模保育施設等の余裕スペースを優先する。この他、令和8年度にモデル開発できなかった場所での実施も検討する。

＞ 対象児童

共働き世帯等の小学生（特に、小学校低学年を想定）

- 「預かり機能」を果たしうる「場」や「人材」の確保等の支援（賃借料補助、人件費補助等）
- 運営上の阻害要因の分析を行い、解決策（例：人材確保・人材育成支援、運営基盤構築に向けたコンサルティング等）の検討、実行
- 利用するこどもの意見を聴取する手法の開発、実施
- こどもの発達への影響や、支援困難ケースを考慮した運営内容の検討、実施
※多様なニーズを有する小学生を預かる場合にはその職員体制に留意すること
- 小学生の生活実態に即し、小学校等、地域、職域、家庭との連携・協働体制の検討、実施
- 経営的に持続可能となるような方策を検討しつつ、放課後児童クラブ等の既存事業に移行することも視野にいて、利用する小学生が安定的に放課後に過ごすことができる場の創設を目指す。

（３）成果物の提出

モデル事業実施後は、成果を報告書としてとりまとめ、広く周知するとともに、こども家庭庁に報告する。

※こども家庭庁は、実施団体から随時報告を受けた上で、提出のあった成果物から好事例を精査し、更に横展開を図る。

実施主体等

【実施主体】民間団体、地方自治体

【補助率】国10/10

【補助基準額案】1事業あたり20,000千円＜（２）の事業数に応じて10,000千円加算＞

※記載の単価は令和9年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

＜子ども・子育て支援事業費補助金＞ 令和9年度概算要求額 2億円

事業の趣旨・目的

- 放課後児童クラブの待機児童は、高学年（4～6年生）児童が占める割合が高い（56.7%）。しかしながら、高学年児童の多くは、発達過程の中で、自分自身で放課後の過ごし方を選択できるようになることや、塾や習い事などの放課後児童クラブ以外の放課後の受け皿も一定あることから、低学年の待機児童とはニーズに違いがある。
- また、現在の放課後児童クラブの登録児童が低学年に偏っていることから、高学年には居場所としての魅力が乏しいことも考えられる。これらのことを踏まえると、高学年児童であっても安全・安心で自由に利用できる居場所や、高学年児童が主体的に参加できる機会のある居場所を確保することは重要である。
- そのため、高学年児童の居場所づくりを市町村域あるいは学校区単位で実践し、モデル化し、既存の放課後児童健全育成事業とは異なる居場所の多様化を進め、放課後児童クラブの待機児童解消につなげる。

事業の概要

- （1）放課後の居場所づくり（学校が行われている平日を想定）
 - ・ 放課後児童クラブの待機児童を中心とした小学校高学年（4～6年生）を対象とし、学校施設（小学校や中学校）の利活用を念頭にいれ、地域の実情に応じて、既存施設を活用した放課後の居場所を実施する。
 - ・ 安全確保スタッフ（2名以上）の配置を行うと同時に、こどもの所在がわかるよう利用時・帰宅時の管理ができるシステムの導入を推奨する。
- （2）こどもが主体的に参加できる機会（プログラム等）の提供

地域の民間企業・民間団体、大学・高校等（教職員や学生）等の他、放課後子供教室や自治体独自の学習等を提供する事業と連携し、小学校高学年のこどもが主体的に参加できるプログラム（運動、表現、学習等）等を実施する。
- （3）効果検証

市町村子ども・子育て会議や放課後児童対策に関する委員会等の関係者による既存の協議会（新規の設置も可能）を活用して、こどもや保護者の意見を聴取した上で、モデル事業の効果を検証し、報告書を取りまとめる。

実施主体等

【実施主体】市町村（ただし、令和9年度当初において高学年の待機児童が20人以上生じる見込みの市町村を優先する）

【補助基準額案】3,500千円 ※記載の単価は令和9年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

【補助率】国 1/2 市町村1/2

事業の目的

- 最新の調査（令和6年度）では、いじめの認知件数や重大事態の発生件数、不登校児童生徒数ともに過去最多を更新するなど、極めて深刻な状況。
- いじめや不登校をはじめ、学校に関係するこどもの悩みの背景には様々な事情が複雑に関係している場合があり、学校だけで抱え込むのではなく、教育・福祉等の地域の関係機関が連携し、地域全体でこどもへの支援を進めることが必要であることから、いじめ・不登校や悩みに直面することもやその保護者を支援する体制整備のための取組及びモデル事例の普及に向けた取組等を推進する。

事業の概要

（1）地域ネットワーク構築によるこども支援事業（令和9年度概算要求額：6.3億円）

いじめや不登校をはじめ、学校に関係するこどもの多様な悩みや、その背景にある課題に対応するため、首長部局、学校・教育委員会、福祉・医療・保健等の専門機関、NPO等の地域における関係機関のネットワーク構築を図り、こどもやその保護者の悩みの解消に向けた取組を推進する。

① 地域全体で取り組むこどもの悩み相談モデル事業（令和9年度概算要求額：3.6億円）

地域全体で、いじめなど学校関係の多様な悩みや、その背景にある課題をワンストップで受け止め、こども・保護者に寄り添い伴走支援する人材の育成や体制整備等、モデルとなる事例の開発・実証を行う。

② 地域における不登校のこどもへの切れ目ない支援事業（令和9年度概算要求額：1.8億円）

学校・地域社会のいずれにもつながりが持てないなど、不登校のこども・保護者が抱える悩みやニーズ等に応じ、各地域において、こどもの育ちの観点からきめ細かく対応する支援策の実証や体制構築を支援する。

③ 首長部局によるいじめ解消モデルの全国展開事業（令和9年度概算要求額：0.6億円）

首長部局におけるいじめ解消のモデル事例の普及に向けて、自治体での導入支援や体制づくりの助言等のほか、首長部局でいじめ防止等に従事する職員の専門性向上を目的とした研修等を実施する。

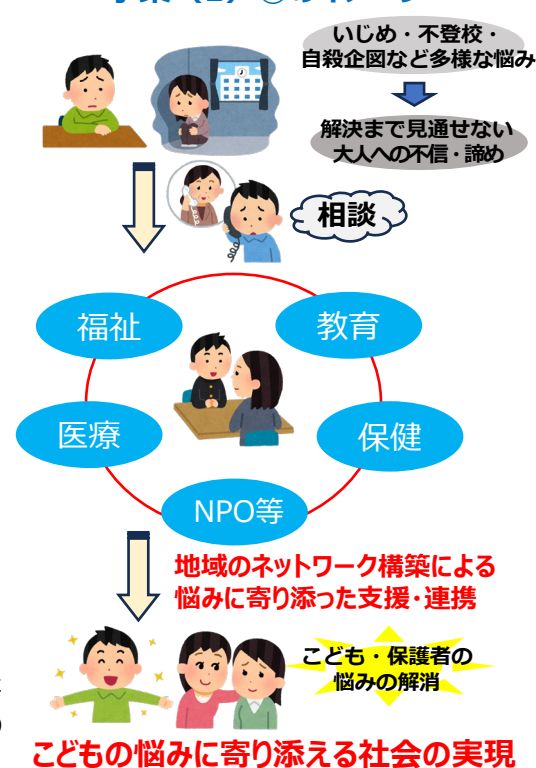
④ 社会総がかりでこどもの悩みを受け止める全国フォーラムの実施（令和9年度概算要求額：0.2億円）

いじめや不登校など学校におけるこどもの様々な悩みを地域全体で受け止めるため、全国の自治体や関係機関等を対象に、首長部局の先進的な好事例を広く普及する全国フォーラムを実施する。

（2）いじめ調査アドバイザーの活用（令和9年度概算要求額：0.1億円）

いじめの重大事態調査については、委員の第三者性確保等が課題となり調査開始が遅れるなどの問題が指摘されているため、調査の第三者性確保の観点から、法律・医療・教育・心理・福祉等の専門家をいじめ調査アドバイザーとして委嘱し、自治体等から寄せられた人選・調査方法に係る相談に対する助言を行う。また、いじめ調査アドバイザーを活用し、新たに重大事態調査の委員となり得る専門家を対象に、重大事態調査ガイドラインに基づく調査手法等に係る研修会を実施する。

事業（1）①のイメージ



実施主体等

（1）①及び② 首長部局での開発・実証

③研修及び広報事業、④フォーラムの実施

（2）いじめ調査アドバイザーの活用

【委託先】 都道府県、市区町村
 【補助割合等】 委託費（国10/10）
 【委託先】 民間団体等（③④とも各1団体）
 【補助割合等】 委託費（国10/10）
 【実施主体等】 国が専門家に委嘱

【委託基準額】 ① 1自治体あたり 2,500万円程度
 ② 1自治体あたり 1,400～2,000万円程度
 ※自治体からの提案によっては①②の同時採択も可能

※記載の単価は令和9年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。29

＜こども政策推進事業費補助金＞ 令和9年度概算要求額 1億円

目的

- 都道府県域ごとに家庭支援事業の実施増加や事業の専門性の向上を図る。これにより、養育環境の困難さが深刻な状況になる前に、こどもが育つ家庭環境・養育環境に係る支援を地域の実情を踏まえつつ利用者がアクセスできるように提供し、こども・家庭のウェルビーイングを支える。
- 今後より多くの利用者が家庭支援事業を利用できるように支援の量の確保や、養育に不安や困難を抱える家庭に対する各事業メニューを組み合わせた包括的な支援の提供が求められている。子育て短期支援事業・児童育成支援拠点事業・子育て世帯訪問支援事業・親子関係形成支援事業を組み合わせ提供するメニューの実践等、設定したテーマに対する事業を実践し、横展開可能なモデル事例として整理することで、家庭支援事業の機能強化を図る。

※家庭支援事業における機能強化を図る取組に対して、3年間（令和7年度から令和9年度）で集中して支援を行い推進する。

事業概要

（1）都道府県による市町村支援 … 広域的な視点から、市町村の実施体制づくりを後押し

【想定される実施内容例】

- ① 管内市区町村、事業者を対象に研修会の実施（研修会のテーマ例：担い手養成の為の研修、家庭支援事業の内容の説明等）
- ② 広域連携での実施に係る小規模自治体間の調整や、自治体と事業者（都道府県が管轄の児童養護施設等）のマッチング等による事業開始支援
- ③ 事業のニーズ測定や広域連携の観点から、都道府県が主体となって家庭支援事業の課題や効果的な支援の在り方の検討を行う。

（2）市町村による事業実施体制の強化 … 必要な家庭に事業を届けるため、供給量と質を向上（旧 子育て短期支援事業機能強化モデル事業）

【想定される実施内容例】

- ① 子育て短期支援事業：本事業の担い手（里親、市町村長が認めた者等）に対しての事業開始支援。
- ② 児童育成支援拠点事業：試験的に週1回拠点を開所し、ニーズや事業の効果について測定を行う取り組み。
- ③ 複数支援を組み合わせ実施する等、より効果的に事業を行う為の体制構築や制度設計

（3）全国事務局による伴走支援・横展開 … 自治体の取組を支え、効果的な事例を全国へ展開

- ① 本事業を実施する都道府県・市町村への助言
- ② 実践事例や課題を整理し、全国の自治体に共有するための説明会開催や資料の作成
- ③ 家庭支援事業の実施拡大と質向上に向けた標準的な取組を提示

事業詳細

- （1）【実施主体】 都道府県 【補助率】 国 10/10 【補助基準額案】 1事業あたり 750万円（委託費等）
- （2）【実施主体】 市町村 【補助率】 国 2/3、都道府県 1/6、市町村 1/6 【補助基準額案】 1事業あたり 750万円（委託費等）
- （3）【実施主体】 民間団体 【補助率】 国 10/10 【補助基準額案】 1,500万円

※記載の単価は令和9年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

〈児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金〉令和9年度概算要求額 233億円の内数

事業の目的

- 児童虐待防止対策、社会的養護、障害児支援など、特に支援が必要なこども等への支援に従事する福祉人材の確保、育成及び定着にかかる地域ごとの課題に応じた取組を支援することを目的とする。

事業の概要

- 従前の「児童虐待防止対策研修事業」、「児童福祉司等専門職採用活動支援事業」、「児童福祉司任用資格取得支援事業」、「定着支援アドバイザー配置事業」、「基幹的職員研修事業」、「児童養護施設等の職員の資質向上のための研修等事業」、「児童養護施設等体制強化事業のうち児童指導員等となる人材の確保」を再編した上で、新たに障害児支援、こども若者支援、自殺対策、いじめ防止分野における人材確保等の取組も対象として拡充を図る。
- 日常のこども支援業務に伴う心理的負荷が高い児童養護施設等に勤務する職員等に対し、メンタルヘルスケアを行うための心理職等の巡回相談などにより相談しやすい環境を整備するとともに、相談内容に応じて、施設等に対して、必要な助言等を行う場合の加算を創設する。

(1) 人材確保

ア.基本分

都道府県等において、福祉人材の確保に資する取組（学生向けセミナーやインターンシップの受け入れ調整などの採用活動や、児童福祉司などの任用資格取得支援、児童養護施設等への就職を検討している者等への施設説明会などの就職促進等）を実施。

イ.加算分

- ① 実習生に対する指導
児童福祉施設への就職を希望する学生が実習生に来る際、指導する職員にあたる職員の代替職員の雇上げを行う。
- ② 実習生の就職促進
実習を受けた学生の就職を促進するため、就職前に一定期間、非常勤職員として採用し、人材確保を図る。
- ③ 児童指導員等となる人材の確保
児童養護施設等において、児童指導員、母子支援員、児童自立支援専門員、児童生活支援員、指導員の資格要件を満たすことを目指す者を補助者として雇上げ、将来的に児童指導員等となる人材の確保を図る。

(2) 育成支援

ア.基本分

都道府県等において、福祉人材の育成に資する取組（児童福祉司任用前講習、要保護児童対策調整機関調整担当者職員研修、研修コーディネータの配置等）を実施。

イ.加算分

- ① 短期研修
各施設種別、職種別に行われる研修への参加を促進し、入所児童に対するケアの充実を図る。
- ② 長期研修
一定期間（1～3か月程度）、児童養護施設等の職員に対し、障害児施設や家庭的環境の下での個別的な関係を重視したケア、家族関係訓練を実施している施設等において、専門性の共有化のための実践研修を行う。
- ③ 高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化に必要な人材を育成するための研修
児童養護施設等が高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化を進めるうえで、必要な人材を育成するための研修を行う。

事業の概要

(3) 定着支援

ア.基本分

都道府県等において、福祉人材の定着に資する取組（ピアサポートを目的とした交流研修等の実施、職場環境改善に向けた助言・指導等を行う定着支援アドバイザーの配置等）を実施。

イ.加算分

① 児童相談所OB等を活用したスーパーバイズの実施

児童養護施設等において児童相談所OB等を雇い上げ、職員が抱える悩み・ストレスを傾聴し、こどもの養育に関する相談支援等スーパーバイズを実施。

② メンタルヘルスケアの実施

児童養護施設等に勤務する職員等に対し、メンタルヘルスケアを行うための心理職等の巡回相談などにより相談しやすい環境を整備するとともに、相談内容に応じて、施設等に対して、必要な助言等を行う。

実施主体

【実施主体】 都道府県・市町村・特別区

【補助率】 国：1／2、都道府県・市町村・特別区：1／2

【補助単価】 (1) 人材確保

	都道府県、指定都市、児童相談所設置市	中核市	市町村、特別区
基本分 [1自治体あたり]	9,497千円	2,049千円	2,049千円
加算分			
実習生に対する指導 [実習1回当たり]			90千円
実習生の就職促進 [1日当たり]			4千円
児童指導員等となる人材の確保 [1人当たり]			4,506千円

(2) 育成支援

	都道府県、指定都市、児童相談所設置市	中核市	市町村、特別区
基本分 [1自治体あたり]	12,727千円	2,818千円	2,818千円
加算分			
短期研修 [1人当たり]		宿泊あり143千円	宿泊なし53千円
長期研修 [1人当たり]		送り出し施設1,410千円	受入施設449千円
高機能化及び多機能化・機能転換等に必要な人材を育成するための研修 [1種別当たり]			2,859千円

(3) 定着支援

	都道府県、指定都市、児童相談所設置市	中核市	市町村、特別区
基本分 [1自治体あたり]	2,332千円	1,399千円	1,399千円
加算分			
スーパーバイズの実施 [1カ所当たり]			571千円
<u>メンタルヘルスケアの実施 [1自治体当たり]</u>			<u>5,558千円</u>

人材確保・育成・定着支援事業への再編について

- 地方公共団体における福祉人材全体の確保等にかかる総合的な対策を実施しやすくするとともに、縦割りを排した効率的・効果的な事業の実施を可能とするため、支援局内の「人材確保支援」・「育成支援」・「定着支援」及び「魅力発信」に関する予算を以下のとおり再編する。

<令和8年度予算>

児童虐待防止対策支援事業	
児童虐待防止対策研修事業	
児童福祉司等専門職採用活動支援事業	
児童福祉司任用資格取得支援事業	
定着支援アドバイザー配置事業	
基幹的職員研修事業	
児童養護施設等の職員の資質向上のための研修等事業	
児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業	
児童養護施設等の職員の人材確保事業	
実習生への指導	
実習生の就職促進	
児童養護施設等への就職促進支援事業	
施設等職員交流支援事業	
児童養護施設等体制強化事業	
児童指導員となる人材の確保	
児童相談所OBを活用したスーパーバイズの実施	

<令和9年度予算概算要求>

人材確保・育成・定着支援事業 (※)	
人材確保支援	障害児支援・子ども若者支援、自殺対策、いじめ防止分野を対象として拡充 児童養護施設等のメンタルヘルスケアの拡充
育成支援	
定着支援	

<妊娠の悩み相談広報強化事業補助金>令和9年度概算要求額 0.8億円

事業の目的

- 虐待死亡事例のうち49%が0歳児（約20年で537人）であり、うち0日201人（37.4%）や0か月45人（8.4%）に約5割が集中している。多くは思いがけない妊娠等により、どうしてよいか分からず、追い詰められて起こっていると考えられる。思いがけない妊娠等に気づいた女性が、その葛藤等を相談しながら様々な選択肢や必要な支援につながるための適切な相談窓口の周知を強化するとともに、緊急度の高い相談については、24時間いつでも受け止める窓口を確保することにより、女性やこどもの権利が尊重される環境づくりを推進する。
- 思いがけない妊娠の相談窓口サイトや各地の相談窓口への相談件数の増加をめざす。

事業の概要

①相談窓口サイトの運用保守

- 相談窓口サイトに掲載している団体等の情報の更新・修正
- サイト利用者や自治体等からの意見を踏まえたサイトの改修

②相談窓口サイトの広報周知

- 相談窓口サイトの情報を、思いがけない妊娠をした女性や社会的に幅広く周知（SEO対策、SNS・インターネット広告、周知カードの配布等）
- 思いがけない妊娠をした女性の立ち寄り先（妊娠検査薬等を販売する薬局等）を通じた相談窓口周知 など

③広報の効果検証と戦略策定

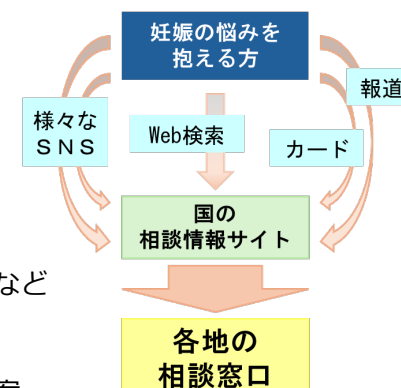
- サイトや各地の相談窓口につながった相談者の経路等を分析し、効果的な広報戦略を検討、改善策を提案
- サイトの広報周知や相談体制の強化による全国的な相談件数増加への影響等を検証し、関連施策の改善策を提案

④好事例の収集と周知

- 各自治体で広報周知や相談体制を強化した取組事例や、相談窓口とこども家庭センター等の連携が充実している事例を収集・整理
- 各自治体の施策担当者、現場職員、窓口団体などに対し、上記取組事例や活用可能な補助金等を情報提供するセミナー等を開催

⑤24時間相談対応窓口の確保

- 民間団体等を活用した24時間対応の相談窓口を確保し、緊急度の高い相談に対応



実施主体等

【実施主体】民間事業者 【補助率】国：10/10

＜安心こども基金を活用して実施＞

事業の目的

家庭生活に支障が生じている特定妊婦や出産後の母子等に対する支援の強化を図るため、一時的な住まいや食事の提供、その後の養育等に係る情報提供や、医療機関等の関係機関との連携を行う。

事業の概要

家庭生活に困難を抱える特定妊婦や出産後の母と子等を支援するため、下記の業務を行う。

- 利用者の状態に応じた支援計画の策定
- 妊娠葛藤相談やこどもの養育相談、自立に向けた相談等の相談支援
⇒ 休日相談対応体制加算に常勤職員も配置可能な単価を創設《拡充》
- 入居または通いによる居場所や食事の提供等の生活支援
- 児童相談所や市町村（こども家庭センター含む）、児童福祉施設、医療機関等の関係機関との連携 ○ 医療機関受診、就労支援機関の利用、行政手続き等の同行支援



実施主体等

【実施主体】都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所設置町村

【補助率】国：1／2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1／2

国：1／2、都道府県：1／4、市・福祉事務所設置町村：1／4

【補助基準額】

ア 基本分		1 か所当たり	33,373千円	イ 入居機能加算	
・ 支援コーディネーター	1人			・ 宿直手当加算	1 か所当たり 1,716千円
・ 保健師、助産師、看護師	1人			・ 居室稼働加算	
・ 母子支援員	1人			居室稼働450人日～900人日の場合	1 か所当たり 6,811千円
・ 個別ケース会議開催経費				居室稼働901人日以上の場合	1 か所当たり 13,547千円
・ 医療機関連携費用				・ 居室確保加算	1 か所当たり 10,000千円
・ 生活支援費				ウ 休日相談対応体制加算⇒休日相談対応体制加算に常勤職員も配置可能な単価を創設	
・ デイケア対応費				常勤職員配置の場合	1 か所当たり 7,114千円
				非常勤職員配置の場合	1 か所当たり 1,483千円
				エ 心理療法連携支援加算	1 か所当たり 790千円
				オ 法律相談連携支援加算	1 か所当たり 790千円

(※) 妊産婦等生活援助事業所に対する、①補助者等を雇上げ、妊産婦等生活援助事業所の夜勤業務対応などへの体制を強化するために必要な経費、②妊産婦等が地域での生活を安定させるための自立支援の環境整備に必要な経費、③関係機関等との連携支援に必要な経費の補助については、児童養護施設等体制強化事業（児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金）により実施。

(※) 記載の単価は令和9年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

事業の目的

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和9年度概算要求額 233億円の内数

児童養護施設等において、児童指導員等の補助を行う者を雇い上げること等により、児童指導員等の業務負担を軽減し、児童指導員等の人材の確保を図ることを目的とする。

事業の概要

(1) 夜間業務等の業務負担軽減

児童養護施設等において、補助者等を雇上げ、施設内における性暴力への対応や、外国人のこどもへの対応、夜勤業務対応などへの体制を強化するとともに、児童指導員等の業務負担軽減を図る。

(2) 社会的養護自立支援拠点事業所における体制強化

社会的養護自立支援拠点事業所において、一時避難的かつ短期間の居場所の提供を実施する場合、宿直等を実施することで、夜間の見守り・緊急対応への体制強化を図る。

(3) 自立支援の環境整備

妊産婦等生活援助事業所及び社会的養護自立支援拠点事業所において、①就労等定着支援員を配置し、②入居による支援等を受けている支援対象者の自立に向けた環境整備に要した費用の一部を補助することにより、自立支援のより一層の強化を図る。

(4) 職員の業務負担軽減 ＜新規＞

①システム導入経費の補助を行うとともに、②ICT導入に関する技術的なサポート対応や、児童養護施設等においてICT推進のコアとなる人材の育成、ICT活用に当たっての伴走支援を行う外部人材の派遣を行うことにより、職員の業務負担軽減を図る。

(5) 関係機関等との連携支援 ＜新規＞

事業所所在自治体内の地域レベルにおける医療機関、薬局、学校等の関係機関間の連携体制の構築を図るとともに、他自治体からの入居相談に係る居住自治体との支援に関する連絡調整を行う。

実施主体等

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市・市及び福祉事務所設置町村

【補助基準額】	(1) 夜間業務等の業務負担軽減	1 か所当たり	5,072千円
	(2) 社会的養護自立支援拠点事業所における体制強化	1 か所当たり	1,716千円
	(3) 自立支援の環境整備		
	①就労等定着支援員の配置	1 か所当たり	5,275千円
	②支援対象者の自立に向けた環境整備	1 か所当たり	858千円
	(4) 職員の業務負担軽減		
	①システム導入経費	1 か所当たり	1,000千円
	②技術的なサポート対応等	1 か所当たり	5,072千円
	(5) 関係機関等との連携支援	1 か所当たり	6,531千円

【対象施設等】

- (1) 児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、児童自立生活援助事業所（里親が行う場合を除く）、ファミリーホーム、妊産婦等生活援助事業所
- (2) 社会的養護自立支援拠点事業所
- (3) 妊産婦等生活援助事業所、社会的養護自立支援拠点事業所
※②については、妊産婦等生活援助事業所の場合、「入居による支援」を実施している事業者に限る。
- (4) 児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、児童自立生活援助事業所（①はI型のみ、②は里親が行う場合を除く）、ファミリーホーム、妊産婦等生活援助事業所、社会的養護自立支援拠点事業所、児童家庭支援センター
- (5) 妊産婦等生活援助事業所、社会的養護自立支援拠点事業所

【補助割合】 国：1／2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1／2

国：1／2、都道府県：1／4、市及び福祉事務所設置町村：1／4（市及び福祉事務所設置町村が実施する場合）

※記載の単価は令和9年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和9年度概算要求額 233億円の内数

事業の目的

里親等委託の推進に当たっては、こどもと里親との交流や関係調整を十分に行うとともに、里親等に対する研修の実施による養育の質の確保を行うことが重要であることから、里親委託のための調整期間や、いわゆる週末里親等の短期の外泊などにおける日常生活諸費等を支給するとともに、各種研修への受講支援を行う。

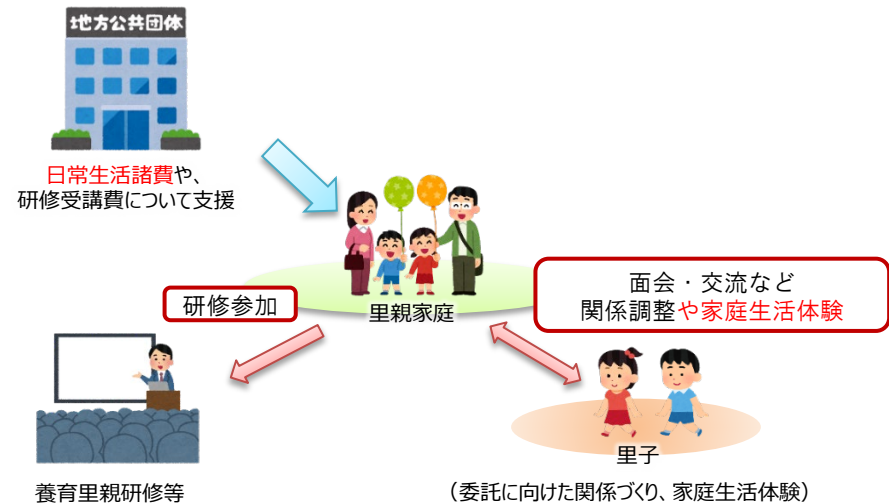
事業の概要

(1) 生活費等支援 <拡充>

里親を対象として、里親委託に向けた調整期間におけるこどもとの面会や、いわゆる週末里親及び季節里親として実施するこどもの受入れ等を含め、短期間の里親宅への外泊など、交流に要する日常生活諸費等を支給する。

(2) 研修受講支援

里親等を対象として、養育里親研修等（更新研修及び都道府県等が里親の質の向上を図ることを目的として行う研修を含む。）へ参加する際の交通費を支給する。



実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助率】 国：1／2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1／2

【補助基準額】 (1) 生活費等支援

1人当たり日額 6,600円

(2) 研修受講支援

①研修受講旅費

ア 県内で行われる場合

1件当たり日額 1,620円

イ 県外で行われる場合

1件当たり 59,278円

テキスト費用

1研修当たり 20,000円

③考査代

1研修当たり 9,000円

＜こども政策推進事業委託費＞ 令和9年度概算要求額 2.1億円

事業の目的

質の高い里親養育を実現するため、児童相談所や里親支援センターのみならず、民間フォスタリング機関、乳児院・児童養護施設等のそれぞれの「強み」を最大限に活用しながら、地域の実情に応じて支援体制を構築していくことが必要である。

このような支援体制の構築に向けて、各自治体（都道府県・指定都市・児童相談所設置市）での設置促進・機能強化を支援することにより、里親等委託の更なる推進及び里親家庭等に対する支援の充実を図る。

同時に、里親支援センターや児童相談所、民間フォスタリング機関、乳児院・児童養護施設等の職員を対象とした研修事業の実施により、里親支援センターやフォスタリング機関の担い手の掘りおこしや、育成を進める。

併せて、**全国フォーラム等を通じて里親支援センターや関係機関のネットワークを構築することで、里親委託にかかる現状や課題の把握、支援にかかる好事例の共有等を通じて、相互理解を深め、里親に対する支援の強化を図る。**

事業の概要

（１）情報収集・発信

里親支援センターの先進的な取組み等について情報収集・発信 等

（２）立ち上げ支援

里親支援センター未設置自治体等に対して、アドバイザー派遣等を通じて、センター設置に向けた状況把握・課題分析などの伴走的支援を展開することにより更なるセンター設置を促進。

（３）機能強化支援

既設の里親支援センターに対して、アドバイザー派遣等を通じて、センターの運営や個別ケースのコンサルティング等を実施することにより、フォスタリング業務の質の向上とともにセンター運営を強化。

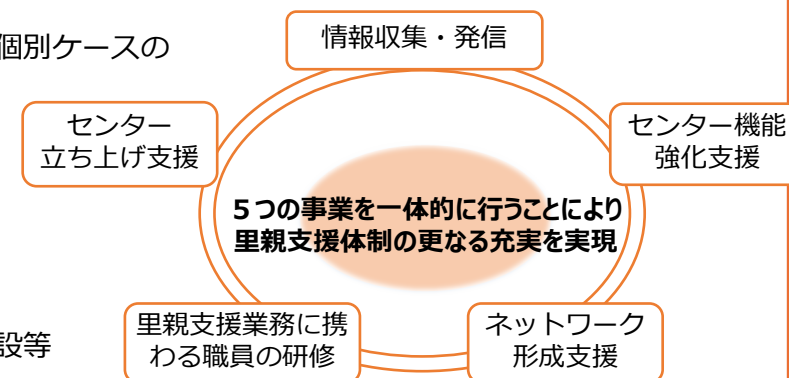
（４）里親支援業務に携わる職員の研修実施

里親支援センター、児童相談所（都道府県等）、民間フォスタリング機関、こども家庭センター（市区町村）職員や里親支援センターに対する第三者評価業務に従事する者等の資質向上を図ることを目的とした各種研修事業を実施。

（５）ネットワーク形成支援

里親支援センター等の担い手の掘りおこし、里親支援センターや自治体、児童養護施設等の関係機関による全国的なフォーラムを開催。

自治体間ネットワーク会議で議論した内容や意見等を踏まえ、5つの柱で自治体や民間団体に対して直接個別具体的課題解決等の支援を実施するとともに、研修事業、ネットワーク形成支援などを通じて、全体への支援を実施。



実施主体等

【実施主体】国（委託により実施）

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和9年度概算要求額 233億円の内数

事業の目的

乳児院等において、育児指導機能の充実、医療的ケアが必要なこども等（重症心身障害児を含む）の円滑な受入の促進及び障害等を有するこどもの円滑な受入・入所中の支援の促進に係る事業の実施に要する費用を補助することにより、乳児院等の高機能化及び多機能化・機能転換等を図る。

事業の概要

（１）育児指導機能強化事業

親子関係の強化や親子関係再構築のための育児指導機能の充実を図るため、こどもの発達段階に応じた子育て方法を一緒に実践する職員を配置する。

（２）医療機関等連携強化事業

①継続的な服薬管理や健康管理が必要なこどもの円滑な受入を促進するため、医療機関との連絡調整等を担う職員を配置する。

②痰の吸引や経管栄養等の医療的ケアが必要なこども等（重症心身障害児を含む）に対応するために、看護師の配置・医療的ケアに必要な備品の購入を行う。【拡充】

（３）障害児等受入体制等強化事業

①障害等を有するこどもの円滑な受入・入所中の支援を促進するため、入所前の受入に係る連絡調整等や入所中の支援・補助を行うための職員を配置する。

②障害児支援事業所等との連絡調整や施設等における養育上の支援、職員への指導・助言、実親への助言等を行うために理学療法士や作業療法士等を配置する。【拡充】

実施主体等

【実施主体】都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所設置町村

【補助率】国：1／2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1／2

国：1／2、都道府県：1／4、市・福祉事務所設置町村：1／4

【補助基準額（1か所当たり）・対象施設】 ※記載の単価は令和9年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

(1)	6,172千円	乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設
(2)	i 連絡調整を担う職員 1,493千円 ii 連絡調整を担う職員が看護職員であって、直接支援も実施する場合 こどもの数に応じて最大6,956千円	乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設、児童自立生活援助事業Ⅰ・Ⅱ型、ファミリーホーム
	i ②専任の看護師を配置する場合 8,470千円 ii ①の看護師と兼務等の場合 3,223千円	乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設、児童自立生活援助事業Ⅰ・Ⅱ型、ファミリーホーム、里親支援センター
(3)	① こどもの数に応じて最大6,664千円	乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設、児童自立生活援助事業Ⅰ・Ⅱ型、ファミリーホーム
	② 1か所当たり2,823千円	乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設、児童自立生活援助事業Ⅰ・Ⅱ型、ファミリーホーム

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和9年度概算要求額 233億円の内数

事業の目的

- 児童養護施設等における小規模なグループによるケアの実施など、こどもの養育環境の改善を図るための改修や、ファミリーホーム等を新設する場合の建物の改修、**改正児童福祉法関連施設・事業所の開設準備経費や改修費**に係る経費を補助することにより、社会的養護が必要なこどもの生活向上を図る。
- **里親身分証明書の取り組みが全国的に進むよう、都道府県等における里親身分証明書の発行に必要な備品購入等を支援することにより、里親の負担軽減を図る。**
- **こどもの安心・安全な生活環境の確保及びプライバシー保護を図ることにより、すべての児童養護施設等においてこどもが安心して過ごすことができる環境となるよう、児童養護施設等における性被害防止対策の支援を行う。**

事業の概要

【補助制限】

- (★)の事業：補助を受けてから10年経過後に再度補助を受けることができる
- (☆)の事業：事業を行う施設等1か所につき1回限り

(1) 児童養護施設等の環境改善事業

1. 入所児童等の生活環境改善事業 (★)
 - ① 児童養護施設等において、小規模なグループによるケアを実施するため、施設の改修、設備整備及び備品の購入に係る経費を補助
 - ② 児童養護施設等において、入所児童等の生活向上を図るため、必要な備品の購入や更新、設備の改修等に係る経費を補助
2. ファミリーホーム等開設支援事業 (☆)

ファミリーホーム等を新設し、事業を実施する場合に必要な改修整備、設備整備、建物賃借料（敷金は除く。）及び備品の購入に係る経費を補助
3. 児童家庭支援センター開設支援事業 (☆)

既存建物を借り上げて児童家庭支援センターを新設し、事業を実施する場合に、貸し主に対して支払う礼金及び建物賃借料に係る経費を補助
4. 耐震物件への移転支援事業 (☆)

耐震性に問題のある賃借物件において地域小規模児童養護施設等を設置している場合に、耐震物件への移転に伴う経費を補助
5. **医療的ケア児等の受入環境整備事業 (★) «新規»**

児童養護施設等において、措置等されている医療的ケア児等（重症心身障害児を含む）の支援の充実を図るため、受入環境の整備や機器の購入に必要な経費を補助

(2) 地域子育て支援拠点の環境改善事業 (★)

地域子育て支援拠点事業を継続的に実施するために必要な改修、備品の整備に係る経費を補助

(3) 児童相談所及び一時保護所の環境改善事業 (★)

- ・ 児童相談所でこどもの心理的負担を軽減する等のために必要な改修及び備品の購入や更新に係る経費を補助
- ・ 一時保護所でこどもの生活環境の向上を図るために必要な改修及び必要な備品の購入や更新に係る経費を補助

(4) 改正児童福祉法関連施設・事業所開設等支援事業 (☆) «新規»

- ・ 里親支援センターを開設・運営のため、設備整備及び備品の購入並びに改修等に係る経費を補助する。
- ・ 社会的養護自立支援拠点事業所及び妊産婦等生活援助事業所を開設・運営のため、必要な設備整備及び備品の購入に係る経費を補助する。

(5) 里親負担軽減事業 (★) «新規»

里親が、自身と委託されたこどもとの関係性を明らかにする際に生じる負担の軽減を図るため、里親身分証明書の発行に必要な備品の購入等に係る経費を補助する。

(6) 児童養護施設等(※)における性被害防止対策支援事業 (★) «新規»

性被害防止対策を図るため、パーテーション、簡易扉、簡易更衣室及びカメラ、人感センサーライト等の設備の購入や更新に要する経費を補助する。

- (※) 児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、乳児院、児童心理治療施設、児童家庭支援センター、里親支援センター、児童自立生活援助事業所、ファミリーホーム、妊産婦等生活援助事業所、社会的養護自立支援拠点事業所、児童相談所、児童相談所一時保護施設（一時保護委託先を含む。）

事業の目的

＜母子家庭等対策総合支援事業費補助金＞ 令和9年度概算要求額 222億円の内数

- ひとり親家庭や低所得子育て世帯等のこどもが直面する課題に対応し、貧困の連鎖を防止する観点から、こどもに対し、児童館・公民館・民家やこども食堂等において、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得支援・学習支援、軽食の提供を行うことにより、生活に困窮する家庭のこどもの生活の向上を図る。
- また、長期休暇の学習支援の費用加算を行うことで、より多くの学習支援の機会の提供を図るとともに、受験料、模試費用の補助を行うことで、進学に向けたチャレンジを後押しする。

事業の概要

【拡充内容】 ・生活指導・学習支援（①）に送迎に係る費用加算を創設 ・大学等受験料支援（⑥）、模擬試験受験料支援（⑦）を社会情勢に鑑み増額

＜事業内容＞

＜補助単価（※3）＞

事業①
生活指導・学習支援
＜拡充＞

地域の実情に応じて、ア～エの支援を組み合わせ実施
ア. 基本的な生活習慣の習得支援や生活指導
イ. 学習習慣の定着等の学習支援
ウ. 軽食の提供
エ. 送迎＜新規＞

- (1) 事務費 3,100千円/か所
- (2) 事業費(集合型)5,099千円/か所(週2日以下の場合・補助単価は実施日数により異なる)
- (3) 事業費(派遣型) 1回の訪問が1日の場合11,500円(半日以内の場合7,000円)
- (4) 実施準備経費 ①改修費等：4,000千円/か所 ②礼金・賃借料(実施前分)：600千円
- (5) 軽食費：832千円/か所(週2日以下開催の場合・補助単価は実施日数により異なる)
- (6) 送迎費：1,560千円/か所(週5日開催の場合・補助単価は実施日数により異なる)＜新規＞

事業②（※1）
長期休暇中の学習支援の追加開催

夏期や冬期などの長期休暇期間中に、①の日数を増やして実施

【加算】
週1日追加：456千円/か所 週2日追加：912千円/か所
週3日以上追加：1,368千円/か所

事業③（※1）
進路選択に活かすための体験学習

オープンキャンパスや職場見学等、進路選択に活かすための体験活動を、①に加えて実施

【加算】910千円/か所



事業④（※1）
個別学習支援員の配置

各学習支援の場に、必要に応じて個別支援員を配置

【加算】日額：8,970円/人

事業⑤（※1）
受験生(中3・高3)の学習支援の追加開催

受験を控えた中学3年生・高校3年生に対して、①の日数を増やして実施

【加算】
週1日追加：2,964千円/か所 週2日追加：5,928千円/か所
週3日以上：8,892千円/か所



事業⑥（※2）＜拡充＞
大学等受験料支援

大学(短大)・専門学校等を受験する際の受験料を支援

高校3年生等：70,000円上限/人＜拡充＞



事業⑦（※2）＜拡充＞
模擬試験受験料支援

中学生・高校生等の各ステージの受験に向けた、模擬試験の受験料を支援

高校3年生等：10,000円上限/人＜拡充＞ 中学3年生：7,000円上限/人＜拡充＞

※1 事業②～⑤においては、事業①の実施が必須。

※2 事業⑥及び⑦においては、事業①もしくは生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づく「子どもの学習・生活支援事業」のうち学習支援の実施が必須。

事業⑥及び⑦の対象者は、次のア・イのいずれにも該当する者 ア.児童扶養手当受給世帯相当又は低所得子育て世帯(住民税非課税世帯) イ.自治体が実施することの生活・学習支援事業に登録等しているこども

※3 記載の単価は令和9年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

実施主体等

【実施主体】都道府県、指定都市、中核市、市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く）

【補助率】国：1/2、都道府県・指定都市・中核市：1/2 国：1/2、都道府県：1/4、市町村：1/4

事業の目的

＜母子家庭等対策総合支援事業費補助金＞ 令和9年度概算要求額 222億円の内数

- 離婚前後の家庭に対して、離婚がこどもに与える影響、離婚後の生活や養育費・親子交流の取決め（共同養育計画の作成を含む）について考える機会を提供するため、親支援講座の開催やひとり親家庭支援施策に関する情報提供等を行うとともに、養育費の履行確保や親子交流の実施等に資する取組を実施する。

事業の概要

（１）相談員等の配置

養育費や親子交流等に関する知識を有する相談員や親子交流支援を実施する場合における親子交流支援員の配置を行う。

（２）親支援講座・情報提供

離婚前後におけるこどもへの接し方、養育費・親子交流の取決めの重要性やその方法、こどもの年齢に応じた生活設計等についての講義や、当事者間での意見交換を実施する親支援講座を実施する。また、親支援講座の受講者に対し、ひとり親向けの支援施策や相談窓口の情報提供を行う。

（３）養育費・親子交流の履行確保に資する取組

- ①離婚前段階からの支援体制強化・・・別居開始時点など低葛藤時点からの個別ヒアリングや情報提供等を行う。
- ②戸籍・住民担当部局との連携強化・・・戸籍・住民担当部局に相談員を配置し、ひとり親家庭支援担当部局と連携を図る。
- ③弁護士等による個別相談支援・・・弁護士等を配置し、養育費や親子交流に関して、個々の状態に応じた専門的な相談支援を行う。
- ④養育費等の取決めに係る費用補助
 - ・公正証書等による債務名義の作成支援・公正証書等による債務名義を作成するための費用支援を行う。
 - ・戸籍謄本等の書類取得補助・・・調停申立てや裁判に要する添付書類の取得などの費用支援を行う。
 - ・ADRの活用支援・・・裁判外紛争解決手続(ADR)を利用した調停に係る費用支援を行う。
- ⑤養育費の履行確保に係る費用補助《拡充》
 - ・保証契約における保証料支援・・・保証会社と養育費保証契約を締結するための費用支援を行う。
 - ・養育費受取に係る手続費用の補助・・・民事執行手続の申立てや法律の専門家による民事執行手続書類作成支援に係る費用支援を行う。
 - ・養育費受取に係る弁護士の活用・・・養育費の受取に係る弁護士費用の支援（養育費受取開始後1年間分）を行う。
- ⑥同行支援・・・養育費や親子交流の取決め等のために家庭裁判所等の相談窓口以外に出向く際の同行支援を行う。
- ⑦親子交流支援・・・事前相談をもとに、支援計画を作成し、親子交流当日のこどもの引取り、相手方への引渡し、交流の付添いなどの援助を行う。

（４）相談者の状況やニーズに応じた支援

- ①離婚前後のカウンセリング支援（心理支援担当者の配置） ②外国語に対応した親支援講座・相談支援（通訳の配置、ICT機器活用等）
③託児サービス ④夜間・休日対応 ⑤オンライン・SNSによる相談対応

（５）先駆的な取組

（１）～（４）のほか、養育費の履行確保や親子交流の実施等に資するものとして先駆的な取組による支援を行う。

実施主体等

【実施主体】都道府県、市（特別区を含む）、福祉事務所設置町村 ※民間団体への委託可
【補助率】国：1／2、都道府県・市・福祉事務所設置町村：1／2

【補助単価（1自治体当たり）】

52,011千円（3事業以上実施の場合）
24,000千円（2事業実施の場合）
12,000千円（1事業実施の場合）

※記載の単価は令和9年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

＜母子家庭等対策総合支援事業費補助金＞ 令和9年度概算要求額 222億円の内数

事業の目的

- 母子家庭の母又は父子家庭の父の就職を容易にするために必要な資格の取得を促進するため、当該資格に係る養成訓練の受講期間について給付金を支給することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にすることを目的とする。
- また、養成訓練を修了した場合に、必要となる費用の負担を軽減するため、修了支援給付金を支給する。

事業の概要

＜対象者＞

- （訓練促進給付金）養成機関において修業を開始した日以降において、次のいずれにも該当する母子家庭の母又は父子家庭の父（修了支援給付金）養成機関における修業を開始した日及び修了した日において、次のいずれにも該当する母子家庭の母又は父子家庭の父
 - ① 児童扶養手当の支給を受けているか又は同等の所得水準にある者 ※ 所得制限水準を超過した場合であっても、1年に限り引き続き対象者とする。
 - ② 養成機関において6か月以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者
 - ③ 就業又は育児と修業との両立が困難であると認められる者

＜対象資格・訓練＞

- 就職の際に有利となる資格であって、養成機関において6か月以上修業するものについて、地域の実情に応じて定める。
《対象資格の例》看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、調理師、製菓衛生師、シスコシステムズ認定資格、LPⅠ認定資格 等

実施主体等

【実施主体】都道府県、市（特別区を含む）、福祉事務所設置町村

【補助率】国：3／4、都道府県・市・福祉事務所設置町村：1／4

【支給額】

（訓練促進給付金）月額10万円（住民税課税世帯は月額70,500円）※見直しを検討
修学の最終年限1年間に限り支給額を4万円加算する。

（修了支援給付金）5万円（住民税課税世帯は25,000円）

【支給対象期間】修業する期間（上限4年）※ 准看護師から看護師の養成機関に引き続き進学する場合は支給対象期間の上限を5年とする

【令和6年度総支給件数】8,580件（全ての修学年次を合計）

【令和6年度資格取得者数】3,041人（看護師 982人、准看護師 480人、保育士 227人、美容師 175人など）

【令和6年度就職者数】2,232人（看護師 839人、准看護師 318人、保育士 173人、美容師 125人など）

【実施自治体数】

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
令和6年度	47か所 (100.0%)※	20か所 (100.0%)	62か所 (100.0%)	757か所 (97.1%)	886か所 (97.5%)

（注）（ ）内は、都道府県、市等における実施割合。
※ 都道府県47か所には、県内の全市町村で実施している2自治体を含む（島根県、広島県）。

＜こども政策推進事業委託費＞ 令和9年度概算要求額 0.1億円

事業の目的

- 家族の形態の多様化が進む中で、こどもの意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること、こどもがその置かれている環境等にかかわらず、心身ともに健やかに育つ環境を整えることが重要。
- 令和8年4月に施行された民法等改正法では、父母が離婚した後もこどもの利益を確保することを目的として、こどもを養育する親の責務を明確化するとともに、親権、養育費、親子交流などに関するルールの見直しが行われた。
- こどもの最善の利益の確保という基本的な視点から、国・地方・関係団体等の関係者間で、改正法施行後の状況を確認するとともに、こどもまんなか社会の実現に向けて共通認識を持つことを目的に、離婚前後家庭への支援についての理解促進のための広報啓発を実施する。

事業の概要

- 関係省庁、地方自治体、学識経験者、支援団体などが一堂に会して、それぞれの離婚前後家庭に対する支援の取組や参考となる事例の紹介、課題の共有などを図ることを目的としたフォーラム等を開催する。
（テーマ例）
 - ・こどもの気持ち、こどもの利益を最優先にした父母間の取決めについて
 - ・こどもを中心とした視点での支援事例の紹介
 - ・こどもを取り巻く関係者・関係機関間の連携のあり方 など
- 「こどもまんなか」視点での離婚前後家庭への支援についての理解促進・普及啓発を実施。
 - ・ひとり親当事者や支援者・支援団体、企業・経済団体向けの普及啓発用リーフレットや動画の作成等

実施主体等

【実施主体】国（委託）

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和9年度概算要求額

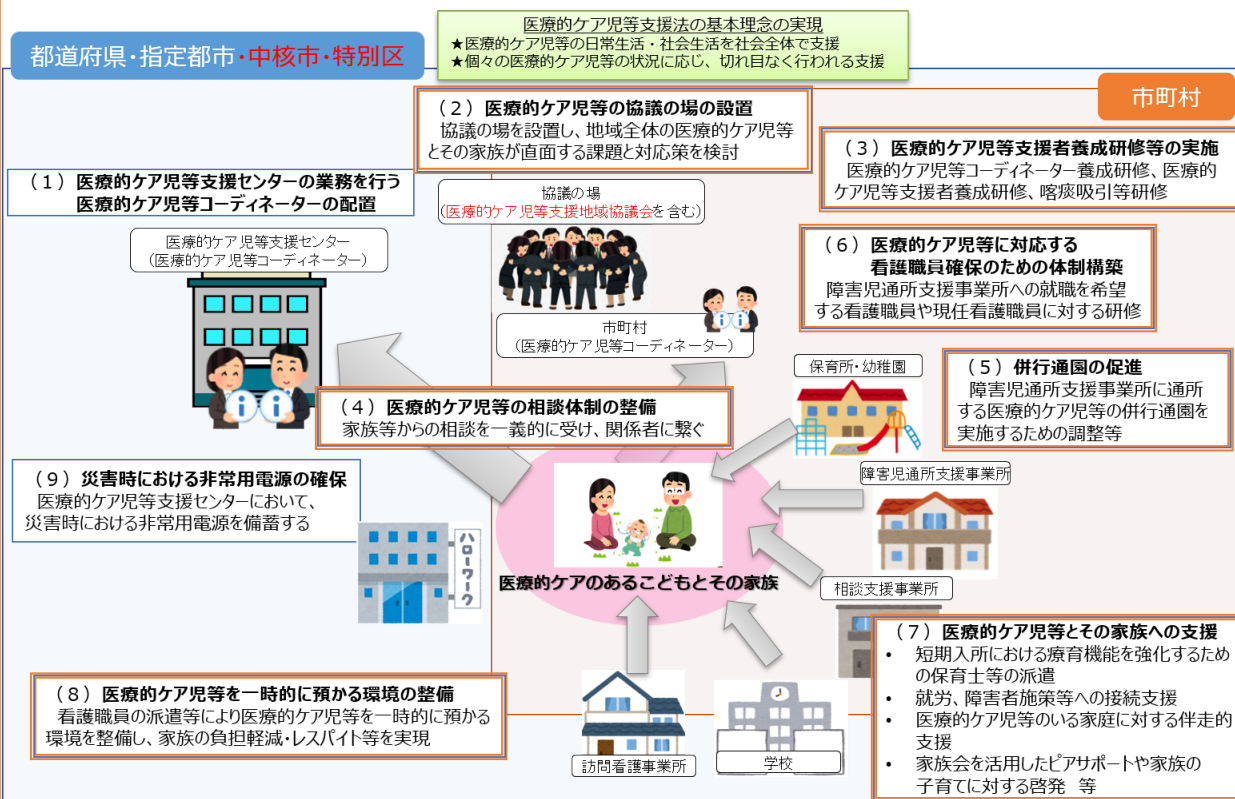
233億円の内数

事業の目的

- 医療的ケア児や重症心身障害児の地域における受入れが促進されるよう、地方自治体の体制整備を行い、医療的ケア児等（※）の地域生活支援の向上を図る。 ※18歳を超え、適切な障害福祉サービス等の支援に繋がるまでの間は本事業の対象とする。

事業の概要

- 「医療的ケア児等支援センター」に医療的ケア児等コーディネーターを置き、医療的ケア児等とその家族への相談援助や、専門性の高い相談支援を行えるよう関係機関等のネットワーク化による相互連携の促進、医療的ケア児等に係る情報の集約・関係機関等への発信を行うとともに、医療的ケア児等の支援者への研修や医療的ケア児等とその家族の日中の居場所づくりや活動の支援、医療的ケア児等を一時的に預かる環境整備等を総合的に実施する（医療的ケア児等支援センターを設置しない場合も各種事業の実施は可能）。



実施主体等

【実施主体】

- (1) 及び (9) : 都道府県・指定都市・中核市・特別区
(2) ~ (8) : 市町村

【負担割合】

国1/2、都道府県1/2 又は 市町村1/2

【補助基準額】

(1) ~ (7) : 10,569千円（2人目以降 6,341千円）

もしくは

(2) ~ (7) : 7,580千円

(8) : 1人当たり884千円

(9) : 医療的ケア児等支援センター 1箇所当たり3,000千円
(医療的ケア児400人につき、3,000千円を加算)

※記載の単価は令和9年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

【実施主体】	(1)	(2) ~ (8)	(9)
都道府県	○	○	○
指定都市	○	○	○
中核市	○	○	○
特別区	○	○	○
上記以外の市町村	×	○	×

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和9年度概算要求額

233億円の内数

事業の目的

- 乳幼児健診（5歳児健診含む）等でのこどもの発達の特性への「気づき」の段階から切れ目ない子育て支援を一層推進する。
- 具体的には、こどもの発達の特性のアセスメントを行い、家族の状況等を踏まえて、家族がこどもの発達の特性を理解することを支援することや、一人ひとりのこどもの発達の特性に応じた支援へのつなぎ、伴走的な支援等、子育て支援全体の中で切れ目のない支援を提供できる体制を構築する。

事業の概要

① アセスメント強化

＜乳幼児健診等における発達相談・発達支援の促進＞

- こどもの発達支援に関する知識と技量を有する専門員を確保し、乳幼児健診後や親子教室等の場を活用して、こどもの発達の特性のアセスメントを行い、その結果を家族やこども家庭センター等と共有しながら、必要に応じて児童発達支援・保育所等訪問支援等の専門的な支援につなげる。

＜親子教室等の場の確保（こどものアセスメントと家族のこども理解の支援）＞

- 乳幼児健診等において、こどもの発達の特性への「気づき」の段階から利用できる身近な場所で安心して親子が通える教室等を開催する。

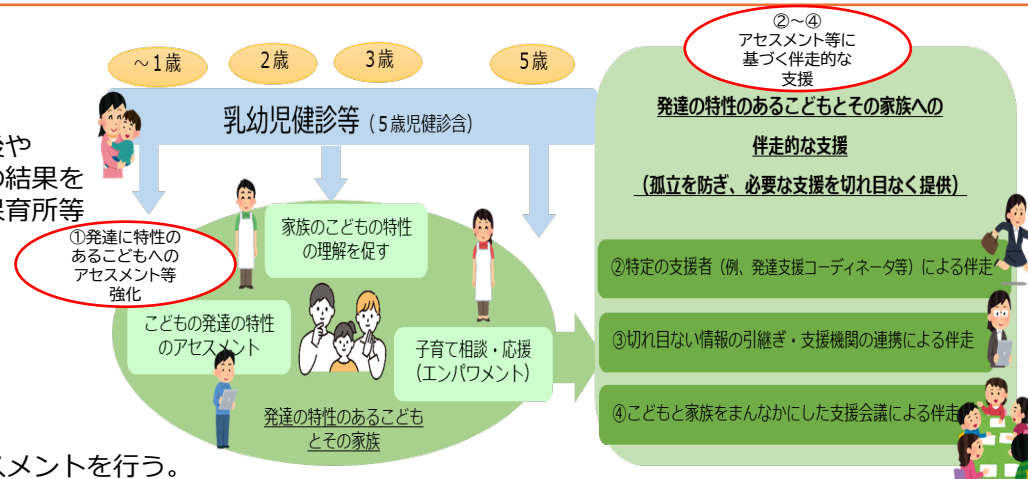
＜親子教室等での専門職によるアセスメント・子育て支援・家族支援＞

- 親子での関わりを尊重しながら、遊び等を通してこどもの発達の特性のアセスメントを行う。
- 家族の状況等を踏まえて、アセスメントに基づくこどもの特性の理解を支える子育て相談・応援を行う（個別相談・座談会・ミニ講座等）。

②～④ 伴走的支援推進

＜アセスメント等に基づく伴走的な支援＞

- こどもの発達の特性をアセスメントした結果や、家族のこども理解の状況に応じて、発達の特性の「気づき」の段階から必要な支援を開始できるように必要な支援につなぐ。
- 発達の特性のあるこどもとその家族が孤立することなく、必要な支援を切れ目なく提供されるように伴走的な支援を行う。
※必要な支援は、児童発達支援等の障害児支援みならず、こども・子育て施策においてこどもの発達の特性を踏まえた支援や家族支援も想定して、それぞれの地域において必要な支援が切れ目なく提供できる体制の整備・強化を行う。



実施主体等

【実施主体】都道府県・市町村

【負担割合】国1/2、都道府県等1/2

※都道府県は、予算の範囲内において、市町村が行う本事業に要する費用の1/4以内を補助できる

【補助基準額】①1自治体当たり 4,601千円

②～④のうち1つの取組を実施する場合 1自治体当たり 5,600千円

※②～④の複数を組み合わせて実施する場合 1自治体当たり 6,600千円

※記載の単価は令和9年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和9年度概算要求額 233億円の内数

事業の目的

- 障害児支援事業所等において、こども一人ひとりの発達段階や障害特性に応じたきめ細かい配慮を行うために、障害児入所施設においてユニット化等の推進に要する費用及びこどもの安全確保や医療的ケア児等の一時預かりを実施するために必要な設備の整備等に必要な費用の一部について支援する。

事業の概要

【対象事業】

【補助制限】

(★)の事業：補助を受けてから10年経過後に再度補助を受けることができる

1. 障害児入所施設基本改善事業（改修等）

①障害児入所施設ユニット化等支援事業：ユニット化、小規模化、サテライト化を行うために、既存施設の改修等を行う事業

2. 環境改善事業（設備整備等）

①安全対策事業（★）：

ア ICTを活用したこどもの見守り支援を行う事業

イ 適切な登降園管理を行うためのシステムの導入を行う事業

ウ 性被害防止対策のための設備・備品の導入を行う事業

②医療的ケア児等一時預かり環境整備事業（改修等）：

医療的ケア児等を一時的に預かる場所において、一時預かりを実施するために必要な設備の整備等を行う事業

実施主体等

【実施主体】都道府県、指定都市、中核市（2. ②に限り、都道府県、市区町村とする。）

【負担割合】

1及び2 ①の事業 国:1/2、都道府県・指定都市・中核市:1/4、事業者:1/4

2 ②の事業 国:1/2、都道府県又は市区町村:1/2

【補助基準額】

1. 障害児入所施設基本改善事業（①） 1事業所当たり 7,200千円以内

2. 環境改善事業（①）ア 1事業所当たり 200千円以内 イ 1事業所当たり 200千円以内（端末購入を行う場合は、700千円以内）

ウ 1事業所当たり 100千円以内

（②）1自治体当たり 500千円以内

※記載の単価は令和9年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

事業の目的

＜こども政策推進事業費補助金＞ 令和9年度概算要求額 2億円

- LTC（※1）にあるこどものような、重い病気のこどもであっても、体験や成長発達の機会が保障され、家族を含め孤立せずにいられる地域を作ることを目指し、様々な立場の専門家や支援者との顔の見える関係が地域で構築されるよう、「こどもホスピス」（※2）を地域で支援するためのモデル事業を実施する。
- 都道府県等が医療機関、NPO法人等の民間団体と連携し、地域の実態や課題を協議、支援するモデルの構築を図るとともに、管内におけるLTCのこどもといった、重い病気のこどもの実態把握や、普及啓発の取組、「地域型こどもホスピス」（※3）による支援について、モデル的に補助を行う。

※1 LTC（Life-Threatening Conditions：生命を脅かされる状態）にあるこども。

※2 重い病気を抱えるこどもが「生きる」を実感できるための体験に繋がる取組の総称。令和5年度調査研究をふまえ、主たる収入源に着目し「医療型」「福祉型」「地域型」の3類型に整理。こどもホスピスへの補助の在り方については、本事業の実施状況や、調査研究における実態把握等を進めながら検討する。

※3 寄付や助成金等を主たる財源とする「地域型」については、安定的な収入確保が担保されていないため公的支援を求める声が特に強い。

事業の概要

（1）関係者による協議会等の開催＜必須＞

医療・教育・福祉等の関係機関、こどもホスピス等との連携・支援の方策の検討や、LTCのこどもの実態把握等について、協議会等を開催して検討することへの財政支援を行う。◆協議会等の開催を前提に実態調査を先行実施する場合は、協議会等の開催を行わない場合であっても、（2）において本モデル事業の申請を可とする。

（2）管内のLTCにあるこどもの実態調査の実施＜加算＞

管内のLTCのこどもの実数や概数等の実態把握の調査実施の取組に対して財政支援を行う。

（3）こどもホスピス推進のための普及啓発の取組支援＜加算＞

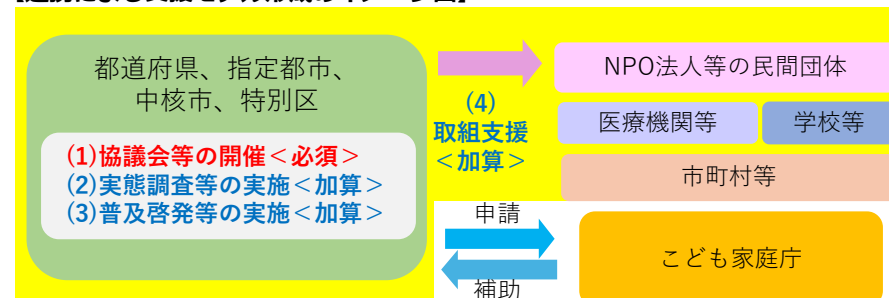
LTCにあるこどもや家族へ効果的に情報や支援を届けるための、関係機関・民間団体等間の交流機会の創出、（1）の協議会等と連動した地域におけるネットワーキング強化・ハブ機能創出に向けた試行的取組、地域のリソース・サポートマップ等の作成、こどものアドボカシーの推進等の普及啓発の取組に対して財政支援を行う。

（4）地域型こどもホスピスの取組支援＜加算＞

LTCにあるこどもの遊びの支援、学びの支援、こども同士の交流、生活全般の支援、及びきょうだい児支援、グリーフ・ケアなどの家族支援等のプログラムを実施する民間団体等（地域型こどもホスピス）と連携、LTCのこどもや家族支援を実施する場合に財政支援を行う。

◆協議会の開催を前提に先行実施できる事業は、（2）のみであり、（3）、（4）は先行実施対象外。

【連携による支援モデル形成のイメージ図】



※ 必須(1)に加え、(2)または(3)(4)のみならず、(2)～(4)を加えた取組に対する補助も可能
※ (4)は、地域の実情等に応じたプログラムや方法を組み合わせて実施されるもの。民間団体等が支援するLTCにあるこどもについては、診断書等の確認や判断が得られないものも含む

【地域型こどもホスピス※の活動形態】

- ・拠点支援型：施設等で実施されるもの、デイユース、宿泊等は問わない
- ・訪問支援型：家庭や医療機関等への訪問等、提供場所を特定せず実施されるもの
- ・遠隔支援型：家庭や医療機関等においてICT等を活用、遠隔で実施されるもの
- ・複合支援型：拠点型、訪問型、遠隔型を組み合わせで実施されるもの

※運営形態については、既存制度を活用しながら、自主事業として実施される活動も含む。

実施主体等

【実施主体】都道府県、指定都市、中核市、特別区

【補助率】国 10/10

【補助基準額案】1自治体当たり

（1）2,091千円 （2）5,564千円 （3）4,511千円 （4）9,882千円

※記載の単価は令和9年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。48